

長野県環境審議会議事録

日時 平成29年4月25日(火)
午後2時～午後5時20分

場所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

司会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の今井達哉でございます。会長の選任までの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

皆様には、事前に委嘱状をお送りしてございますが、4月1日から2年間の任期で長野県環境審議会の委員にご就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

開会にあたり、関環境部長からご挨拶を申し上げます。

関部長

みなさんこんにちは。長野県環境部長の関昇一郎です。どうぞよろしく願いいたします。本日お集まりの委員のみなさまには、長野県の環境行政の推進にあたり、日頃からご指導、ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、今回はこの環境審議会の委員ということで、非常に皆様ご多忙のところご就任をお引き受けいただきまして、併せて厚くお礼申し上げます。今後、2年間の任期となりますが、皆様方には、環境行政の推進に向けまして、幅広い見地からさまざまご審議をいただき、さまざまご提言をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

長野県では、お手元にも配布をさせていただいておりますが、第三次の長野県環境基本計画ということで、平成25年度から29年度の5年間の計画の策定をいたしまして、これまで、「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」を目指して、様々な施策の推進に取り組んでまいりました。その成果もあり、私どもで策定をしました環境エネルギー戦略が、昨年、「低炭素杯2016 ベスト長期目標賞」を受賞し、低炭素の社会実現に向けた長野県の取組が、全国的にも高い評価をいただきました。また、最近報道されておりますが、県民一人あたりの1日のごみの排出量が2年連続全国で一番少ない県ということで評価をいただいたところであります。

また、少し前になりますが、長野県独自の取組といたしまして

は、公共下水道、それから農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水の処理についても一元化をして、全国に先駆けて取組を進めてきたところでございます。

このような形でさまざまな環境の施策について一定の前進をみているという風に考えているところでございますが、まだまだ課題は多く存在しております。

世界的には「パリ協定」が昨年11月に発効をし、また、新たに「持続可能な開発目標（SDGs）」と呼ばれておりますが、これが採択され、国際的な取組が求められている状況となっております。

また、長野県の美しく豊かな環境をいかに後世に引き継いでいくかという点では、さまざま、長野県側でも、環境について課題が出てきております。

例えば、昨年7月には諏訪湖でワカサギの大量死ということで、地域の経済社会に大きな影響を及ぼすような事件が起きました。

また、自然環境についても、ライチョウの生育環境が脅かされるなど、様々なことが起きております。

こういった中で、今年度は先程ご説明をした「第三次長野県環境基本計画」に続く第四次の長野県環境基本計画の策定ですとか、「水環境保全総合計画」も同様に最終年度を迎えることから、当審議会におきまして、長野県全体の総合5か年計画の策定と歩調を合わせながら、新たな計画の策定をご審議いただくこととしております。

また、併せまして、本日の次第にもございまして、「第二種特定鳥獣管理計画」など、今回諮問をさせていただきます非常に重要な事項がたくさんございます。ご審議について、ぜひよろしくお願いしたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、大所・高所、そして幅広い観点からさまざまご提言・ご意見をいただければと考えておりますので、簡単ではございますが、この2年間のご審議、そしてこの1年の諮問事項についての審議をよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

司会

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前にお送り申し上げております別紙1、また、資料1から資料6まででございます。なお、資料4につきましては一部差換えを、資料5につきましては、差替えの資料を机の上においてございます。

また、ご参考までに現行の「第3次長野県環境基本計画」と「長野県水環境保全総合計画」の概要版をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。正面右奥から順にご案内申し上げます。まず、打越委員さんでございます。（以下、出席委員を紹介）

唐木委員さん、杉本委員さんは、本日都合によりましてご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。次に幹事の自己紹介をさせていただきます。

各幹事

- ・ 環境政策課長の鈴木 英昭です。
- ・ 環境エネルギー課長の古川 浩です。
- ・ 水大気環境課長の中山 哲徳です。
- ・ 生活排水課長の清水 修二です。
- ・ 自然保護課長の宮原 登です。
- ・ 資源循環推進課長の丸山 良雄です。
- ・ 鳥獣対策・ジビエ振興室長の佐藤 繁です。

司会

ここであらかじめお断り申し上げます。本日の審議会は4時30分頃の終了を予定しておりますけれども、大和田委員さんをご都合により3時50分ごろ退席ということでございます。

また、関環境部長、宮原自然保護課長、丸山資源循環推進課長は別の公務と重なっておりますので、会議中に一時中座をさせていただきます。あらかじめお断り申し上げます。

本日は新たな委員になりまして初めての審議会でございますので、環境審議会の概要につきまして、鈴木環境政策課長から説明申し上げます。

鈴木環境政策課長

お手元の別紙1をご覧くださいと思います。長野県環境審議会の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、1の「目的」でございますが、長野県環境審議会につきましては、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議するため、学識経験者等で構成される組織でございます。2に記載のとおり、根拠条例は「長野県環境基本条

例」第25条でございます。

3の「主な審議内容」でございますが、記載のとおり、「環境の保全に関する基本的事項」、「地球温暖化防止に関する事項」、「水環境の保全に関する事項」、「自然環境の保全に関する事項」、「廃棄物に関する事項」、「鳥獣保護管理に関する事項」など、幅広い分野にわたっております。

4の「審議のしくみ」でございますが、長野県内における環境の保全に関する基本計画等の策定や、個別計画等の策定・指定を行う場合に、条例等に基づきまして、長野県が環境審議会に諮問をし、調査・審議をしていただくこととなります。

また、更に専門的な検討をする必要があると認められる場合には、専門委員会を設置して調査・検討を行い、その検討結果を本審議会に報告していただき、再度審議を行っていただいたのち、長野県に「答申」をしていただくこととなります。

このほか、「長野県地球温暖化対策条例」に基づく施策の成果などの報告につきましても、本審議会に報告をさせていただきます。

5の「温泉審査部会」でございますが、温泉法の規定によりましてその権限に属せられた事項を調査審議するため、本審議会に「温泉審査部会」を設置することとなっております。「温泉審査部会」の審議事項は、部会の決議をもって本審議会の決議とすることとされております。

2ページをご覧ください。

「長野県環境基本条例」のうち、環境審議会に関係する部分につきまして、抜粋してございます。

このうち、第28条でございますが、「審議会に会長を置き、委員が互選する。」とされておりますので、後ほど、会長の選任につきましてよろしくお願いいたします。

続いて、4ページをお願いいたします。

「長野県環境審議会運営要綱」でございます。第3条におきまして、「会議は原則公開する。」とされております。

また、第5条でございますが、本審議会については議事録を調製することとなっております。第6条のとおり、会議の都度、議長が議事録署名委員2名を指名し、指名された方にご署名をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、特別委員の皆様が審議案件につきましては、6ページの別表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

司会

本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者17名で過半数のご出席をいただいております。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、まず会長の選出をお願いいたします。

会長の選出につきましては、「長野県環境基本条例」第28条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

北村委員

北村でございます。私の方から提案させていただきたいと思っております。平林公男委員さんにおかれましては、これまで3期6年、環境審議会の委員をお務めになられております。また、前回までの2期4年間、会長・議長という立場で環境審議会の運営にあたられてまいりました。

その間、たいへん丁寧かつ論点を明確にされながら議論を深められ、答申のとりまとめにご尽力をいただいていたところがございますので、是非、平林委員に会長に就任をいただきたいと思いますので提案をさせていただきます。

司会

ただいま平林公男委員とのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

司会

ありがとうございます。

それでは、平林委員さんに会長をお願いしたいと思います。平林委員さん、会長席へ移動をお願いします。

(会長席へ移動)

司会

平林会長さんにご挨拶をお願いします。

平林会長

皆様はじめまして。信州大学繊維学部におります平林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

繊維学部は全国で信州大学にしかないところなんですけれども、私の専門は水環境ということで、水について色々な研究をしております。それで、今、皆様方に会長に選んでいただきましたので、微力ではございますけれども一生懸命やらせていただきますので、どうぞ皆様方のご協力をぜひよろしくお願い

いたしたいと思います。

先ほど当審議会の説明をしていただきましたとおり、非常に扱う範囲が広い審議会だと思っております。水環境もそうですし、大気もそうですし、野生鳥獣、温暖化の問題、自然環境の保全等々、非常に範囲が広くて、私も何年かここで委員をやらせていただいておりますけれども、本当に様々な分野の委員の方々に支えていただかないとこの委員会というのは動いてまいりませんので、ぜひ、忌憚のないご意見を遠慮なく審議会の中で出していただいて、より良いものを作っていくということで、長野県のためにぜひご協力をいただけたらと思っております。

ということで、短いあいさつではございますけれども、是非ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

司会

ありがとうございました。

それでは審議をお願いしたいと思います。

本日の議題についてですが、皆様お手元の次第をご覧ください。

審議事項といたしまして、「第四次長野県環境基本計画の策定について」「第6次長野県水環境保全総合計画の策定について」「第7期諏訪湖水質保全計画の策定について」「水道水源保全地区における行為の事前協議について」「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定について」の諮問案件5件と、平成28年度の「温泉審査部会報告」の報告案件1件です。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は平林会長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、会長代理を指名させていただきます。

これは、私に何かあった時に代わりに審議等を運営していただくためにお願いするものです。「長野県環境基本条例」第28条第3項の規定によりまして、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

それでは、織英子委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

これは先程説明がありましたとおり、議事録を作ってまいり

ますので、その議事録に対して署名をしていただく方お二人を指名することとなっております。本日は打越綾子委員さんと大島明美委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。
まず、長野県知事から本審議会に諮問がございます。

関環境部長

それでは長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、これから申し上げます5件について諮問いたします。

1点目が「第四次長野県環境基本計画の策定」について、2点目が「第6次長野県水環境保全総合計画の策定」について、3点目が「第7期諏訪湖水質保全計画の策定」について、4点目が「水道水源保全地区における行為の事前協議」について、5点目が「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定」について、以上であります。

なお、2点目の「第6次長野県水環境保全総合計画の策定」につきましても、長野県環境基本計画と一体的に策定をしてみたいと考えております。

また、諮問事項ではございませんが、新たに策定する長野県環境基本計画と関連いたします「長野県環境エネルギー戦略」の中間見直しについてもご意見をいただきたいと存じます。この戦略につきましても、長野県環境基本計画との連携及び整合を図ることとされておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

平林議長

ただいま諮問を5ついただきました。お手元にお配りしましたものがその写しでございますので、ご確認ください。

それでは審議に移ります。

まず、審議事項アの「第四次長野県環境基本計画の策定について」でございます。

本件は、長野県環境基本計画を策定するに当たり、長野県環境基本条例第8条第3項の規定により、当審議会に意見を聴かれていますのでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

鈴木環境政策課長

お手元の資料1-1をご覧いただきたいと思います。第四次長野県環境基本計画等の策定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1の目的でございますけれども、現行の「第三次長野

県環境基本計画」及び「第5次長野県水環境保全計画」が計画の最終年度を迎えることから、新たな計画を策定するとともに、「長野県環境エネルギー戦略」につきまして中間見直しを行うものであります。

2の「経過」でございます。

まず「長野県環境基本計画」につきましては、平成9年2月に第一次計画を策定し、現在の第三次計画につきましては、計画期間が平成25年度から29年度までとなっております。

また、「長野県水環境保全総合計画」につきましては、平成4年7月に第1次計画を策定以後、5年ごとに策定しておりまして、現行の第5次計画につきましては同じく平成25年度から29年度までの計画期間となっております。

その下の、「長野県環境エネルギー戦略」につきましては、平成25年2月に策定し、目標年度を2020年としておりまして、29年度に中間見直しを行うこととしております。

次に3の「策定の進め方」でございます。

前回は、3つの計画についてそれぞれ専門委員会を設置して検討を進めてまいりましたが、関連する部分も多いことから、今回は「しごと改革」の一環としまして「環境基本計画策定専門委員会」により3つの計画を一体的に検討・審議してまいりたいと考えております。

また、下の「構成イメージ図」にありますように、これまで「環境基本計画」と「水環境保全総合計画」につきましては、それぞれ別々に策定しておりましたけれども、今回は「第四次環境基本計画」の「水環境の保全」に関する章を「第6次水環境保全総合計画」として位置づけることとしております。

また、「環境エネルギー戦略」につきましては、中間見直しにより環境基本計画との整合を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。

4の「次期総合5か年計画との連携」でございます。現在、県政全般にわたる新たな総合5か年計画につきまして、策定を進めているところでございますが、この策定作業と連携を図り、県民意見や施策を相互に反映し、整合を図ってまいります。

5の検討体制でございますが、「環境基本計画策定専門委員会」でご審議いただくとともに、必要に応じ、有識者からヒアリングを実施します。

6の策定スケジュールでございます。

本日、環境審議会に諮問し、これを受けまして、専門委員会では4回程度の審議を予定しております。その後、その結果を環境審議会に報告していただき、来年1月頃を目途に答申いた

だきたいと考えております。この間、逐次県民意見を聴取し、計画に反映してまいります。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。

現行の第三次長野県環境基本計画の構成につきまして、ご説明いたします。

まず、左上の第1章でございますが、「計画の基本的考え方」ということで、計画策定の趣旨や計画期間等を記載してございます。

その下、第2章は「現状と課題」でございますが、7項目を記載してございますが、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、放射能への懸念や省エネルギー・自然エネルギー推進の機運の高まりなどが反映された内容となっております。

第3章には、長野県の将来像といたしまして、概ね20年後の長野県の姿を5つの柱：「参加と連携による環境保全」「地球温暖化対策」「環境エネルギー戦略の推進」「循環型社会の形成」「水大気環境の保全」「自然環境の保全」の5項目を柱にまとめまして、記載しております。

第4章は「計画期間中の目標と実施施策」でございますが、基本テーマを「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」とし、5つの柱ごとに、5年間で取り組む主な施策を記載してございます。

第5章は「地域別の特性と実施施策」、第6章は「計画の推進体制」でございます。

次に資料1-3をお願いいたします。

第三次環境基本計画の目標に対する進捗状況をまとめたものでございます。平成27年度の実績値が目標値または年度の目安値以上のものは◎、進捗率が80%以上のものは○、進捗率が80%未満のものにつきましては△、実績値が判明していないものは―(バー)で記載してございます。

個別の事項につきましてはご覧いただきたいと思います。平成27年度の進捗状況につきましては、全部で43の目標に対しまして、◎が16項目、○が8項目、△が15項目、―が4項目となっております。また表の右には、平成27年度までの評価と今後の方向性を記載してございます。

続きまして、資料1-4をお願いいたします。これまでの取組と成果を踏まえまして、長野県の環境施策の現状と課題をまとめたものでございます。

まず、2ページをお願いいたします。「県民参加による環境保全」でございます。

本県ではこれまで、県民、市町村、事業者、団体など様々な主体の参加と連携により、環境保全の取組を進めてまいりまし

たが、資料のグラフにありますように、「こどもエコクラブ」について、クラブ数、メンバー数ともに減少傾向にあります。また、右上の「信州環境フェア」の来場者数につきましても、ピーク時の平成22年に比べ、ここ数年減少傾向が続いております。環境保全に関する効果的な普及啓発や、子どもたちが身近な地域で環境を学び、体験する機会の創出が課題であると考えております。

3ページをお願いします。「地球温暖化対策と環境エネルギー政策の推進」でございます。県ではこれまで、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済社会を目指し、取組を進めてまいりました。左の「主な課題」にありますように、「省エネ大作戦」の展開や、大規模事業者に対する省エネ計画の策定義務化などによりまして、省エネは一定程度進んでおり、自然エネルギーの「発電設備容量」につきましても堅調に増加しているところでございますが、右下にありますように、太陽光発電に比べ、小水力発電等の事例創出が遅れております。

また、右上にありますように、省エネにつきましては、今後、中小規模事業者の省エネや既存建築物の省エネの推進等が課題となっております。

次に4ページをお願いいたします。

「循環型社会の形成」につきましては、県民、事業者、市町村など様々な主体の取組によりまして、右上の成果にありますように、一人1日当たりの一般廃棄物排出量について、2年連続で少なさ全国1位となりました。今後は、日本一の継続に向けて、取組を進めますとともに、増加傾向にある産業廃棄物総排出量の抑制や、減少傾向にはあるものの依然として無くならない不法投棄対策を進めることが必要でございます。

その下5ページをお願いします。「水・大気環境の保全」につきましては、左のグラフにありますように、水質の保全につきまして、河川の環境基準達成率は高い水準にあるものの、湖沼は低位にあります。また、大気につきましては、引き続き良好な環境を維持していくことが必要でございます。右上、「水資源を保全するための取組」につきましては、豊かな水資源の保全に関する条例に基づく、水資源保全地域の指定につきまして、指定地域のさらなる増加が課題でございます。

6ページをお願いします。「自然環境の保全」につきましては、「希少野生動植物保護条例」に基づき、県として守るべき種の指定や保護回復計画の策定を進めてまいりましたが、今後も様々な主体の計画に基づく保護活動へのさらなる参加促進が課題でございます。

また山岳環境につきましては、登山者数が年々増加する中で、登山道の危険箇所解消に計画的に取り組みますとともに、山域ごとに協働して維持管理していく体制を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、資料 1-5 をお願いします。

新たな計画の策定にあたりまして、「長野県の環境を取り巻く状況」につきまして、ご説明いたします

2 ページの 1 の (1) でございます。「急激な人口減少」でございますが、長野県の総人口は2000年の221万5千人をピークに減少に転じておりまして、当面は生産年齢人口を中心に総人口の急激な減少が続くものと見込まれています。また、長期的には信州創生戦略など、一定の政策を講じることによりまして、本県の人口は150万人程度で推移するものと見込んでおります。

次のページ、1 の (2) でございます。「少子化の進展」でございますが、左のグラフの下の折れ線グラフをご覧いただきたいと思いますが、2003年以降、死亡数が出生数を上回り、その差が拡大傾向にございます。

また、右のグラフにありますように、生涯未婚率も男女共に急速に上昇し、少子化が著しく進展しているところでございます。

次に4 ページをお願いいたします。「脱炭素社会への転換」でございます。平成28年11月に、温室効果ガスの排出量を今世紀後半に実質的にゼロに抑えることを目標とした「パリ協定」が発効し脱炭素社会に向けた取組は世界規模で加速しております。

また、近年世界各地で地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が増加しておりまして、左のグラフにありますように、県内におきましても、温暖化の急激な進行が予測されております。

また、5 ページの 3 は「環境を取り巻く新たな動き」でございます。

2015年9月の国連総会におきまして、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。これは、17の目標と169の行動目標で構成され、多くの目標は環境関連となっております。国では、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置し、実施指針を策定いたしました。本県におきましても、このSDGsの考え方を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料 1-6 をお願いいたします。

第四次長野県環境基本計画の策定にあたりましては、環境の

各分野における専門的な事項の長期審議を行う必要がありますことから、（４）に記載のとおり、各分野で専門的な知識、経験をお持ちの６名の方を長野県環境基本計画策定専門委員会の委員に委嘱いたしましたので、ご報告申し上げます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平林議長

ただ今、「第四次長野県環境基本計画」について幹事から説明をいただきました。

先程、諮問をいただいた時にご説明がりましたが、審議事項イの「第６次長野県水環境保全総合計画の策定」につきましては、第四次長野県環境基本計画と一体で策定していきたいということでございます。

本件については、長野県水環境保全総合計画を策定するに当たり、長野県水環境保全条例第７条第３項の規定により、当審議会に意見を聴かれていますものでございますが、ただいまの説明にも関連しますので、続けて幹事から説明をお願いします。

中山水大気
環境課

水大気環境課長の中山でございます。資料２により、長野県水環境保全総合計画の概要についてご説明申し上げます。

この計画でございますが、平成４年に制定しました長野県水環境保全条例の規定に基づくもので、平成５年から現在まで、５期２５年にわたり策定しているものでございます。

計画の趣旨については、資料に記載のとおり、本県における水環境の保全を図るための総合的な計画でございますが、水環境保全の基本的方向性や推進の方策を明らかにしたもの、県民、事業者、行政が連携・協働して地域特性を生かしながら保全活動を実施するというものでございます。

平成２５年２月に策定いたしました第５次の計画では、資料に記載のとおり、「水資源の保全と適正な利活用」、「安心安全な水の保全」、「快適な水環境の保全」の３つの方針を作りまして、その実現に向け各種施策を推進しているところでございます。

第５次計画の特徴としては、「水源地域の保全」といたしまして、水源地域における土地取引の事前把握、または保安林の指定や協定の締結等公的関与の推進を掲げてございます。これは、策定当時、外国資本によります目的不明な森林買収が話題になりまして、地下水等の水源が狙われているのではないかという不安が全国的に広がっていたことに対応したものでございます。

資料２－２をご覧ください。第５次計画の達成目標進捗状況でございます。（１）の水量維持目標は、いずれも達成をしております。（２）の水質保全達成目標でございますが、先ほどもご説明

したとおり、河川の環境基準達成率は概ね良好でございますが、湖沼あるいはダムにおきます閉鎖性水域では達成数値は低い状況でございます。(3)の水環境保全の方針に係る達成目標でございますが、アの水資源の保全と適正な利活用では、「水源林の公的管理」及び「水資源保全地域の指定」につきましては、進捗率が低い状況でございます。この進捗率が低い理由につきましては、水源地域の土地所有者の把握や同意の取得等に時間を要していることや市町村が独自に地下水の保全に関する条例等を制定し対応を図っていることなどによるものと考えてございます。その他の項目については概ね目標値に近い状況で進捗しております。

第5次計画につきましては、平成29年度までを計画期間としていることから、現在の水環境を取り巻く情勢や現計画の進捗状況等を踏まえまして、引き続き、平成30年度から5年間を計画期間といたします「第6次長野県水環境保全総合計画」を策定していきたいと思っております。

この策定方法につきましては、第四次長野県環境基本計画の策定と一体となって策定していきたいと考えているところでございます。説明は以上です。

平林議長

ありがとうございました。一つ前の計画では、長野県環境基本計画と、長野県水環境保全総合計画は別々に作ったのですが、先ほどご説明をいただいたとおり、水環境保全総合計画を環境基本計画の中に取り込むということで、両方を合わせて説明いただいたということになります。

ここでご質問を取りたいところですが、もう一つ、諮問事項ではございませんが、こちらも今回、第四次長野県環境基本計画と一体的に検討することとなる「環境エネルギー戦略の中間見直し」に関して、幹事より説明をお願いします。

古川環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の古川でございます。私の方から資料1-7によりまして、長野県環境エネルギー戦略の中間見直しについてご説明いたします。

目的の欄をご覧ください。長野県環境エネルギー戦略は長野県地球温暖化対策条例の第8条に規定をしております地球温暖化対策推進計画として平成25年2月に策定をしたものでございます。

計画期間は平成25年から平成32年までの8年間でございます。基本目標につきましては、先ほど説明がございましたように、「持続可能で低炭素な環境エネルギー社会を作る」でございます。経済は成長しつつ温室効果ガスの総排出量とエネルギー消費量の削減が進む社会を目指して取り組んでいるところでございます。

目的の2つ目でございますが、地球温暖化対策につきましては、パリ協定の発効など、時代の潮流に沿った対策が求められているところでございます。

また、目的の3つ目でございますが、環境エネルギー戦略は、本計画と密接に関係いたします長野県総合5か年計画及び長野県環境基本計画との連携及び整合を図るために、計画の5年目でございます今年度に政策等の中間見直しを行うことを計画の中で規定をしておりますので、両計画の策定に合わせて中間見直しの実施をするものでございます。

2番目でございます戦略策定後の状況の変化でございますが、地球温暖化対策につきましては、新たな国際的枠組みでございますパリ協定が昨年11月に発効いたしましたけれども、我が国におきましてもパリ協定を踏まえて地球温暖化対策計画が策定されるなど、中長期的な新たな取組が進められているところでございます。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法と言われているものですか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築物省エネ法と言われているものでございますが、それらの改正など、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る国内の状況も変化してきておりまして、現在でも既存の建築物の断熱化ですとか、地域主導の自然エネルギーの普及に係る施策にも新たな課題が生じているところでございます。

中間見直しの主な論点を3に記載させていただいてございます。

まず、省エネの分野でございますが、節電などの最大電力需要の抑制の取組では、太陽光発電の導入拡大に伴いまして、最大電力需要の把握に課題が出てきているところでございます。また、省エネルギーを進める取組では、県民のみなさんの具体的な行動を促すような啓発のあり方、また、(3)にございますように、法や条例が対象とする大規模事業者の省エネが進んでいる一方で、中小規模事業者の省エネ対策に課題がございます。

また、(4)にございますように、既存住宅など既存建築物の省エネ改修等の取組にも課題がございます。さらに、(5)にございます、交通部門における対策につきましては、都市計画ですとか、まちづくりと連携をした省エネ対策が必要になってきていると考えているところでございます。

また、省エネルギーの創出の関係では、(6)にございますように、太陽光発電以外の種別の自然エネルギーの創出、特に熱の利用の創出に課題があると考えております。

また、(7)にございますように、基盤の整備といたしましては、例えば建築物の省エネ性能を向上させる断熱部材の製造など、省エネルギーですとか、再生可能エネルギー事業を支える様々な分野での産業化が今後の課題であると考えているところでございます。

また、(8)にございますように、省エネなどの緩和策とと

もに、気候変動に伴います気温上昇などへの適応策の推進も今後の大きな課題であると考えているところでございます。

新たな環境基本計画の内容と整合を図り、環境エネルギー戦略の中間見直しを実施してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平林議長

ありがとうございました。一応これで幹事の方からの説明は終わりです。

くどいようですが、今、どういうことをご説明いただいたかという、みなさま方のお手元に配付されている「第三次長野県環境基本計画」の概要版がございしますが、これが平成25年度から平成29年度まで、今年度で終わりになります。そこで、来年度から新しい「第四次長野県環境基本計画」を作るに当たって、先ほどからご説明がありますように、「水環境保全計画を基本計画の中に入れ込みましょう」ということです。それから、「環境エネルギー戦略の中間見直し」、これはもともと8年間の計画なのですが、たまたま平成29年度に中間見直しをすることになっておりますので、この中で中間見直しをして、「計画の中に反映させましょう」ということで、説明をいただきました。

それでは、まずは今の説明に対するご質問からお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

打越委員

この会議に向けて、第三次の環境基本計画を丁寧に読ませていただいて感じたのは、環境政策に関わる様々な事業に関して、それぞれに目標数値を定めて、考え得る限りの様々な事業が体系化された計画だったので、この第三次環境基本計画を作られた方々は大変だっただろうと感じました。その上で、進捗状況について、◎、○、△で自分たちの反省材料として一覧表にまとめていらっしゃるんですが、環境部の中の関係課の努力でできるものと、他の部局や他の行政機関や県内の関係団体に自主的にやってもらう、選んでもらわないと進まない事業があって、それらがそのまま並んでいるので、環境部の方で頑張ればできるものは必死に頑張って◎になって、他の部局や組織の協力がなくてできないものは結構△になっているものが多いと感じました。ですので、環境部でできることと、他の部局や組織に協力してもらえないとできないことを、どのように意識して計画を作ったのか、どのように実施してきたか。また、よく考えてみると、◎も△も当初の目標の設定の仕方次第で、当時から現実的な数値で、このくらいはできるだろうと考えて作ったものが◎になっているけれども、当時から少し厳しいと思いつつも目標にしたものは、なかなか実現できないところもあ

る。◎とか△は遅れているか否かということではなくて、当初の目標の設定の仕方が理想的であったか、現実的であったかとか、他の部局に対して協力を求めないといけないのかとか、そういうことで進捗状況の評価は変わってくる。評価基準は変わってくると思います。その辺りをどのように意識しながら、第三次の計画を運営してきたのか。「ここはなかなか進まないな、自分たちだけでできるなら楽なんだろうな」とか、協力してくれた部局がどうだったかなど、その辺りをリアルに想像できるように第三次の運営状況について伺いたいと思います。

平林議長

幹事から説明をお願いします。

鈴木環境政策課長

ただいまの打越委員からの質問でございますけれども、今回の計画は県だけでできるものではなくて、多くの皆さんの協力をいただくということで、第三次計画の基本目標、テーマは「参加と連携で築く」ということです。県だけではなくて、事業者、市町村、県民の皆さんのご理解をいただく中で取り組んでいきたいと思いますという意識を持って作ったものでございます。

目標の立て方につきましては、頑張れば手が届く目標もあれば、意欲的な目標も中にはあるかと思います。意欲的な目標だから達成できなくてもいいということではなくて、立てた以上はそこに向かって頑張って努力するというところで取り組んだ結果が、今の◎、○、△という現状でございます。まだ、今年度までありますので、今年度をかけて目標が達成できるように取り組んでいきたいということでございます。

平林議長

今のご意見については、内部でコントロールできる項目と、外の方たちに主体的に動いていただかないとできないような項目を、色分けしたらどうかというアドバイスを頂いたような気がするのですが、その辺りは、是非ご検討いただけたらと思います。

他にご質問いかがでしょうか。

才川委員

今、丁寧にご説明いただいたのですが、質問です。資料1-4の2ページの「県民参加による環境保全」というところで、課題として、環境教育の子どもメンバーの数の推移、信州環境フェアの来場者数の推移で、数が減少傾向にあることが示されています。信州環境フェアについては、コープながのでもブース出展していますが、参加していて実感するのは、年々参加者数が減っており、ブース出展者も減っているということで、今年度の出展をどうしようかと検討しているのが現状です。今

後、どうしていくのかということを考えていただければ良いのですが、昨年度の最後の環境審議会でも、信州環境フェアには予算がしっかりと付けられていましたので、今年度もこのような形で進んでいくのかなと思っていましたが、今のままでは「環境」という割には、ブースにおいて無料で商品を配っているとか、これが環境フェアなのかと思う内容もあります。参加者を増やすことが環境保全につながるのか、今後続けていくには内容をどうするのか、この辺りも課題として出てくるのかと思います。内容自体を見直していただければと思います。エコクラブも数が減っているということだけではなくて、内容を見ていただければと思います。

続けて、もう一つ質問してよろしいですか。資料2-2のところで、単純な質問ですけれども、平成27年度末の進捗状況よりも目標値がほとんどのところで上向いていくようになりますが、例えば、(2)の「水質保全目標」のところ、上から3段目のところでは、目標値よりも進捗状況の方が高いところがあります。また、イの「安心安全な水の保全」のところでも、同様に進捗状況が目標値を上回っているところがあります。こういった状況は、ある程度整理されているから目標値の方が低いのか、目標値の設定の仕方がどうだったのか。数値の説明をお願いします。

平林議長

それでは2点ありました。前半の部分から説明をお願いします。

鈴木環境政策課長

信州環境フェアに対するご質問をいただきました。資料に記載しましたとおり、来場者数が減っておりまして、また、ブース出展も減ってきているのが現状でございます。現在、信州環境フェア実行委員会の方で、今年度、どんな工夫ができるのか、検討を進めているところでございます。今年の環境フェアは7月末の開催を予定しておりますので、時間的余裕はありませんが、多くの方にご参加いただけるようにしたいと考えております。例えば、有名な方に来ていただくとか、放送局を使ってPRできるのではないかとといった観点で、検討しております。また、この環境フェアは長野市での開催であり、これでは県的な広がりがないのではないかとということで、長野市以外の9地域においても、環境フェアを自前で開催するのか、市町村が行っているイベントに参加するのか、こうしたことで県的な広がりを持たせたいと思い、取り組んでいるところです。

中山水大気

それでは資料2-2の、進捗状況が目標値よりも高いという

環境課長

ことについて、説明します。ご指摘のありました(2)の地下水の調査ですが、目標を作るに際して、直近のデータを見て、それよりも若干高めなり、高いのであればそれを維持するような目標を設定しています。地下水については、県内を4～5年で一巡するような調査をしていますので、調査年度によって対象地区が違ふということ、概ね95%は担保しようという中で、地区によっては目標値を上回ることもあります。本来なら、ずっと高い方が良くもありませんが、全部が一律高いというわけにもいかないものですから、地域によって目標値を達成するところと、そうでないものが出てくるのが現状です。それから、今の「安心安全な水の保全」のところで、砂防施設、家畜排せつ物処理の施設化率のところもありますが、これらにつきましては、当初対策をすべきものと想定していましたが、それよりも対策が進んだということをごさいます、高めの目標で、それよりも上回っているということをごさいます。

平林議長

最初の方は「県民参加による環境保全」という項目で、こどもエコクラブや信州環境フェアを例に出されて、意見を頂いたのですけれども、今のご指摘のポイントは、「県民参加による環境保全」ということを、「こういった評価項目で本当に評価していったら良いのか」という、ご指摘だったような気がします。もちろん環境フェアに来る方を増やすために、いろいろと努力をされているという説明がありましたが、むしろ、今のご指摘は「こうした指標で評価して良いか」というもう少し根本的なご指摘だったと思います。この点は議事録に残していただいて、専門部会の方でご議論いただかないといけない点かと思ひます。

後半の方は、先程、打越委員からご指摘のありました視点を、繰り返しご指摘されたものだと思いますが、目標値の立て方がこれで本当によかったのかどうかということかと思ひます。もちろん、努力して早く目標値をクリアできることもあるかもしれませんが(これはとても良いことですが)、ある程度、目標を立てる時点で、社会情勢の変化を予測して、それを踏まえて目標値を作っていくわけですね。しかし、今回の場合は、非常に早い時点で目標値をクリアしているということ(これは良いことなのですが)、もう少し5年の間で、努力を重ねながら、上向きに進めていくというような目標値の設定の仕方はなかったのかどうかという、ご意見だったのかと思ひます。その辺りは議論していただく一つのポイントかと思ひます。

他に質問はごさいますか。

大和田委員

初めて参加いたしますので、これまでの審議会で議論されてきたこともあるかと思いますが、今、ご質問がありました、こどもエコクラブの参加者数と信州環境フェアの来場者数について、平成23年を機に減少しているわけですが、東日本大震災と何か関連があるのでしょうか。フェアの内容なども関係すると思いますので、何とも言えませんが。

一方で、世の中の最近の動向としては、オーガニックフェアなどが各地で増えていて、そういったところに多くの人が来ています。20～30代の方の家族連れが多く来ていると聞いています。「県民参加」の取組の代表事例として、この2つが挙げられているわけなので、その内容の再検討は進めないといけないと思いますが、先程も申し上げましたとおり、東日本大震災との関わりなのか、減っている理由をもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

平林議長

幹事から説明をお願いします。

鈴木環境政策課長

減っていることについて詳細に分析をしたものはありませんが、イベント自体がマンネリ化し、新たに興味を引くものやアピールするものが足りなかったり、どういった人たちにどういったアピールをすれば良いのかという戦略が不足しているのではないかなと感じています。

平林議長

他に何かございませんか。

福江委員

今、「参加と連携による環境保全」ということで「県民参加による環境保全」という説明がありましたが、第三次環境基本計画が5つの大きな項目に分かれています。その中の独立した一つとして、「県民参加による環境保全」というのがあります。

今、全体を眺めて思ったのが、他の4つの項目に対してそれぞれ課題があるわけですが、その課題を解決していくために、県民に対して啓発をどうしていくかということを含めて、この「県民参加による環境保全」との関係性をもう少し明確にできないかと感じました。資料1-7の主要論点として、(2)の「環境行動の変容を促す取組」ということで県民への啓発のあり方というご説明がありましたが、そういうことも含めて、4つの大きな項目に対して、こういう課題があるから、県民に対してこういう啓発があり、県民にどういう行動をしてほしいか、だからこのような連携参加による環境保全をしていくんだという関係性をもう少し明確にしていくことで、先ほど戦略とおっしゃいましたが、どういうことを主体として考えて、戦略を立てていくのかということにつながっていくと思いま

す。第四次の環境基本計画で考えていただきたいと思います。

平林議長

おっしゃる通りで第三次を立てるときにも県民参加というのはそれぞれの項目にひっかかります。独立した項目ではなく最初にある意味は、「それぞれの項目について県民が参加しないと全く意味がありません」という趣旨で作ったと思いますので、おそらくそのあたりの趣旨をご指摘いただいたと思います。

備前委員

資料1-1で「策定の進め方（前回との変更点）」の構成イメージで一冊に構成を変更していくということで、策定の進め方の前段においては仕事改革の一環という説明がありました。私もそれぞれの計画を何冊か見させていただいてすごい業務量だなと思っています。環境部として、業務量がどれくらい減るのかとか、そういった状況をどのように想定してこのような方向でいくのかということをお聞きします。

また、内容の充実ということで、一冊にするということは内容的にも補完されていくという意味合いで良いことだと思いますが、環境基本計画に統合することによって、毎年出されている環境白書に影響を及ぼしてしまったり、みんな一緒にしてしまうことで内容が薄まってしまうことはありませんか。

平林議長

幹事からお願いします。

鈴木環境政策課長

3つの専門委員会を統合することに当たって、どれだけ事務量が削減できるかというご質問について、数字でこれだけ減りますということをお示しするのは難しいですが、これまで3つの専門委員会で30人の方に委嘱していましたところ、今回は合わせて6人の方に委嘱して検討しようということで、数は減りますが、実のある議論ができると考えております。

また、計画を統合することによって内容が薄まってしまわないかというご質問につきまして、現在も環境白書は第三次環境基本計画の内容につきまして進捗状況を記載しております。水環境保全計画と一体にすることによって中身が薄まるとは考えておりません。今まで通りと同じ内容、成果・取組等を記載していくものとしていきたいと思っています。

平林議長

他にご質問はありますか。

大島委員

資料1-3について、今回の進捗状況の中で次の計画を作るに当たっての課題に強弱が出てくると思うのですが、課題に対

してこの点だけはもっと重点化するということがあるかと思
いますので、どういう項目が挙げられているのか教えてください。
い。

平林議長

専門部会で検討する内容かと思いますが、コメントがあれば
お願いします。

鈴木環境政
策課長

どこに重点を置いていくかということも含めまして、専門委
員会で議論していただきたいと考えております。

平林議長

こういう形で「現状と課題」ということで、いくつか課題が
出てきておりますので、おそらく第四次のときには、「こうい
うところを目玉にしたい」というのが、今のご指摘のとおり出
て来ないといけないと思います。その点をご議論いただきたい
と思います。

他はいかがでしょうか。ご意見も出していただいて結構で
す。

打越委員

先ほど平林会長が拾ってくださったとおり、他の部局や他の
団体の協力が必要なものに関する目標設定については、第三次
の中でも、県、市町村、県民、他団体という4種類のいずれか
の主体が載っている事業や、県がやる事業など大雑把に分けら
れていますが、その括り以上にもうちょっと踏み込んで、県
の中でも〇〇課に協力を頼むとか、団体の中では例えば森林組合
にお願いするとか、生協にお願いするとか、関係者をあぶり出
すような目標の立て方・項目の立て方ができたらいいのではと
思うのが1点目です。

2点目は、数値の立て方への吟味です。現実的か理想的か
というだけでなく、例えば、ごみ排出量を一つとっても、確かに
長野県は一人当たりの排出量が全国一番低いということは非
常に名誉なことではあると思いますが、廃棄物処理行政で言わ
れる定石として、経済の景気動向でごみの量が変るとい
うことがあります。実はごみの量が少ないということは、長野
県の経済、景気動向は大丈夫なのかという全く正反対の評価も
可能です。あまり新しいものを買ったり売ったりしないという
ように景気動向が悪いからごみが少ないという可能性もあり、
経済の観点から言えば必ず褒められる価値とは限らない。また、
人口構成を考えたときに、若い人や子どもが多いところはど
うしてもごみが多い。逆に言うと、高齢者が多ければ、新し
いものを買ったり流行に飛びつくこともない。環境にとって
みればとてもいいことですが、経済状態や人口構成でいくら
でもごみの

排出量は変わるということを考えれば、ただ排出量を減らせば環境施策として良いのか、長野県の施策として良いのかということをよく吟味していく必要があるんですね。そういった問題を県民が多面的に捉えられるような視点や思考力をどう広げていくかが私は大事だと思っています。多面的な数値の吟味を第四次でやっていただきたいと思います。

3点目は「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方です。とても重要な観点だと思っています。せっかく環境基本計画を作るときに、今までと構成は同じで数値が変わっただけであったならば、新しい施策を打ち出していくには弱い。新しい価値観を基本計画に盛り込むことで、例えば、今後の世論の変化によって新しい事業をやろうと思った時に、環境基本計画にこんな価値観が載っているというのを根拠にして他の部局を説得したり、財政部局に説得する際に使える計画であってほしい。SDGsは行政の担当者から見ると、何を言っているのかわからない抽象的な目標が書いてあり、職員は面食らうとは思いますが、例えば、脅威と環境のつながりを考えると、健康と環境の関係を考えると、経済と環境を考えると、文化と環境を考えるとかというように、今まであまり意識してこなかった価値観同士を組み合わせて埋め込んでおく。抽象的な表現でも構わないので埋め込んでおくことで、新しい事業を展開させようと思ったときに根拠として使える計画になると思います。SDGsのエッセンスを存分に伝えて、いずれ財政部局から予算を取りやすい、そういう価値観を基本計画に入れられると良いのではと思いました。

他部局のことを組織面まで入れ込んであぶりだしていくような目標の立て方、数字の多面的な吟味、あえて新しい価値観の組み合わせを入れ込んでいく基本計画にしていけたら良いと思います。

平林議長

ご意見を頂きましたので、是非、専門部会に投げさせていただきたいと思います。その他に意見はありますか。

中山特別委員

環境省では当然環境基本計画を作る時に、それぞれ各省に施策を出していただいたりして、ホチキスで止めるわけですが、第三次計画はそれがなされていないのかなという感じがします。つまり、県庁の内部の環境部以外のところがいかに環境保全に対して努力をするのかというのを計画化するのが環境基本計画の目標であって、環境部の事業の実施の中で計画をつくるのではないと思います。うちの場合ですと各省から出させていただいて、それについていろいろ議論して目標を作ったりし

て、どんどん各省の政策を環境保全向きにさせていただくように頑張らせていただくというための道具として使っているわけで、それがちょっと足りないような気がします。ですから、まさに先ほどの打越委員のような意見が出てくるということだと思っております。あとそれは県庁内の各部局だけではなくて、県内の経済団体であったり、市町村であったりというのもあるので、そこまで考えないといけないのかなと思うのですが、それが今考えられているのかどうか。環境部のことだけを目標にしているような気がするのですが、それではいけないのではないかなと思います。

二つ目、仕事を減らすため、検討会をまとめられるとのことですが、6人の委員には大変失礼なのですが、例えば環境エネルギーのことを議論するのに、おそらくその正味の専門家は1名ないし2名しかいない状況で、それでちゃんと議論できるのでしょうか。それを今さら変えてということを行うつもりは全くないのですが、ただそういう危うい状況を対外的に説明できるように、例えばヒアリングをどういうふうに行うとか、環境審議会をどういうふうに活用するとか、きちんと説明できるようにすることが必要です。また、今回も、一番肝心の環境基本計画について全部部会に投げているわけですから、環境審議会も形骸化しているのではないかとかいう批判もあり得ると私は思うのです。そういうような対外的に批判を浴びても答えられるように、できる範囲のことはきちっとされたほうがいいと思います。

平林議長

ありがとうございます。とても前向きなご意見だったと思いますので、ぜひ記録に残しておいていただければと思います。他にいかがでしょうか。

加々美委員

やまぼうし自然学校の加々美です。自分の活動につながった部分での意見ですけれど、私たちは環境NPOで設立当初は森林整備を中心に活動をしてきましたが、やはり環境を変えるためには、自分たちが整備をしていても変わらないと思って、今は、環境教育の将来に向けて教育をしています。ですが、いろんな分野で「人づくり」というのを目標に挙げていて、その目標というのは共通していて、地域を愛するとか自然を愛するとか、思いやりを持つ人を育てるということをいろんな分野で行っていると思います。例えば、信州型やまほいくであったり、あとは信州型コミュニティスクールというのは教育委員会でやっています。林務では、林野庁の森林ESDというのをやっています。環境省は人材育成コンソーシアムみたいなもの等

で、それぞれが環境教育で子供たちを育てましようという目標を挙げているのですが、それが一体化されていないというのが現状で、私がいろんなところで子供たちと接して感じているところです。環境や自然や森林や教育と分野を超えて、人づくりという同じ目標を持っているのであれば、分野を超えて具体化して施策をたてて進めていただきたいと思います。そうすれば、さっきも言った環境教育の数値も私の実感としては私たちがやっている団体では数値は決して減ってなくて、環境に関わる活動に参加させたいという親はすごく増えているので、これはやはり評価の数値の読み違いというのを感じます。

平林議長

ありがとうございます。そういうコメントでございました。他にいかがでしょうか。本来ですと、お一人お一人から、ご意見をこころでいただきたいところなのですが、既に多くの方々から様々なご発言をいただいておりますので、ここで、これまでに発言をしていらっしゃる方からも、「長野県の環境について、目指す姿や取組」などについて、ご発言いただければと思います。お一人2分くらいでご協力いただければと思います。10人だと20分かかりますので、一応、時計のコントロールをしながらやっておりますので、林委員からお願い致したいと思います。

林委員

環境指標に木材利用の有効性を位置付けてほしいと思います。戦後植林した木材が利用できる時代を迎えまして、林業は産業としての地位を高めていきたいという思いがございます。しかし木材利用はなかなか思うように展開できていないわけです。森林及び生産した木材というのは環境資源として大きな価値をもっています。森林の1本1本の木は成長過程において公益的機能面の貢献度は非常に大きく、さらに木製品となつては二酸化炭素を固定してくれます。ところが木材製品となつて建築等に利用される時点において、市場原理の下でこれまでの環境貢献度は無に帰して、鉄やプラスチック製品と同様に取引されてしまいます。林業における環境問題ということ考えた時にこの点の虚しさを非常に悔しく思っています。これからの時代、環境問題の大きな課題を我々に突き付けてくると思います。木材利用の環境価値を強く訴えていきたいという観点から、環境指標の中に、例えば木造建築とか木材利用の指標を具体的にうたいこんでいただいて、一般県民の方が木材を利用することによって環境へ貢献していることを意識できることを是非ともお願いしたいと思っています。

平林議長

分かりました。特別委員さんにもご意見を伺いたいと思いま

す。

山本氏（岡村
特別委員代
理）

山本です。今、いろいろとお話を聞かせていただきまして、熱心な議論だと思えます。私は河川関係を長く担当してきておりまして、川の関係で感じたこととございしますが、川はやはり上流から下流に流れるものになります。そうすると、上流の環境で川をきれいにしていこうということを目指しますと、川の中だけでは限界といえますか、なかなかやりきれない部分とございします。やはり住んでいる方も含めて田んぼとか畑とかそういうところからのもの、あと事業をやっていく中で経済的な活動でも当然環境の問題になってくるところとかあると思えますけれども、そういうところを含めた形で川をきれいにしていこうということが私としても大変環境という部分では取り組んでいただければ大変ありがたいことだと考えています。

一級指定を国がしております、天竜川の直轄管理区間以外で長野県の指定があります。天竜川は下流のほうは河川類型としてはA類型の環境基準をクリアしていると思えますが、諏訪湖が少し汚れているということもありまして、天竜川は非常に変わった川なんですね。上流のほうは大体川はきれいで下流に行くほど汚くなっていくというのが普通なんですけど、天竜川だけは、諏訪湖は汚くて下流のほうはきれいだというちょっと変わった川の形態をしているものですから、そういう意味では上流には住んでいる方もおり、観光客もたくさんお見えになるので、ある意味ではそれもあり得るのかなと感じているところです。特殊な川ということも含めて考えていただければありがたいと感じているところです。

平林議長

ありがとうございました。江坂さんお願いします。

江坂氏（新島
特別委員代
理）

江坂です。私どもは国有林を管理しておりまして、長野県内の国有林36万6千ヘクタールということで、長野県の県土面積の4分の1、森林面積の3分の1が国有林となっております。そのため私どもが管理しています国有林というのは、長野県への自然環境への大きな影響があるものだとことを十分認識して私どもは管理・運営、経営しているということでございします。

2年ほど前に、長野県知事と私どもの森林管理局長の間で、「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を結んで、生物多様性のためにお互いに一致協力して取り組んでいきたいと思います。具体的には、希少種でありますライチョウとか、イヌワシ

とか、アツモリソウの保護・保全活動をやっておるところでございます。県と連携するもののほかに、私ども国有林オリジナルで申しますと、保護林というものを設定しております。一番最初にできたのは、大正5年に上高地ほかで保護林を設定し、100年以上経つ制度でその中で、森林の保全を図っております。その保全を図る一方で、やはり、戦後、植林してまいりました長野県で言えば、カラマツとかヒノキというものが成長しております。先程、林委員からお話がありましたように、丁度切り時利用時ということで60年位経っていて、これをしっかり利用しつつ、森林、林業を循環させていくという林業の成長産業化というのを農林水産省・林野庁として取り組んでおります。これと環境施策をきちっと一致させて取り組んでいくというのが、私どもにとって極めて重要な施策であり、考え方、そういうふうに取り組んでおりますので、今後も引き続きですね、長野県の環境施策と連携して私ども森林管理局は取り組んでまいりたいと思っておりますので、この審議会においても、積極的に発言できるかはわかりませんが、しっかりウオッチし、しっかり協力してまいりたいと考えている次第でございます。

平林議長

はい、ありがとうございます。それでは黒田さん。

黒田氏（渡辺特別委員代理）

国土交通省北陸地方整備局から参りました黒田と申します。北陸地方整備局は、日本一の信濃川、千曲川、犀川などを管理しております。先程、山本さんの方からお話がありましたように、川上から流れた水が下流に流れ、流域一帯の水環境が大事だと思っております。

また、河川そのものの環境ということで、河川環境というものも大事でございます。河川環境の問題に対応していくといったことでは、千曲川の礫河原の保全再生ということに向けた取組も行っております。また、地域と川が連携した「かわまちづくり」ということも始めております。多面的に河川環境を守っていきたいと思っております。環境審議会の方々にもそういう面を色々ご審議いただければと思います。ありがとうございます。

平林議長

はい、ありがとうございます。太田委員さんどうぞ。

太田委員

はい。太田です。私が長野県に移り住んでもう8年なんですけど、山がどんどんどんどん荒れてきているなとすごく感じていて、ゴミが減った県、一番減っていると言われてはいますが、

実際ゴミを山に捨てているんじゃないかと思われる部分が目く多くて、不法投棄も目く多いですね。それをじゃあみんななどのように考えているのだろうと思って村の人に聞くと、今大町市ですけど、近くの父ちゃん達に聞くと、昔はみんな山に捨てれば良いと思っていたというのがまだ頭の中にあるみたいで、じゃあそれは、どんどんどんどん雪が消えるとゴミが出てくるんですよ。最近捨てられたゴミもあるんですけど、昔捨てられたゴミ、例えば、冷蔵庫だったり畳が何十枚もあったりとか、あといろんな大きなもの、大きなストーブであったりとか、テレビであったりとか、本当に普通に県民が捨てている。地域の方が山を荒らしているというのが目くあって、それを何とか意識改革をもっともっとしなくてはいけないんだよというのが、やっぱり底辺まで伝わっていないような気がするんですよ。なので、できればそういうところから、何か意識改革ができるような、難しいと思うんですけども、やっていけたらいいんじゃないかなと目く感じています。

あと、森林整備も始まっていますけれど、森林整備をしたがために採れていたものが採れなくなったりとか、いろいろそういう弊害が出て来ているのでそれも考えながら森林整備をしていただきたいと思います。

平林議長

はい。ありがとうございます。では織委員さん、お願いします。

織委員

織です。みなさんの意見を聞いていてですね、やっぱり多くの県民が無秩序な経済行為を規制するためですね、県民のための盾となるような環境基本計画を望んでいるのだと思います。とすればですね、割と計画内容も具体的に、ちょっと幼稚な表現で申し訳ないですが、例えば、電気自動車を何年までに何台を登録させるとかですね、電気スタンドを何か所設置させるとか、そういう具体的な数値を掲げて欲しいというふうに思う県民もいると思います。目標が達成できなくても、目指すべきところを掲げてですね、経済界に売り込んでいくというのが、県民が求めていることなのではないかと思えます。

それから、先程打越委員がいろんな数字や統計を多方面から結び付けるお話をされていきました。やっぱり、ビックデータの活用の問題かと思えます。あと世界基準との比較も必要になると思えます。そうすると、環境に関するいろんなデータは元号を止めてですね、西暦表記に統一していただいて、いろんなパンフレットでもですね、スッと数字やデータが頭に入り易くしていただきたいと思えます。行政文書は元号表記というのは

重々承知しているのですが、表に限ってはですね、世界基準に合わせてもらいたい。

平林議長

はい。ありがとうございます。では、北村委員さん。

北村委員

はい。今までのお話を聞いていて、環境とは非常に幅広い世界でありますから、多分こうだろうというのは、なかなか難しいのだろうなと思いますから、私も意見で言おうかと思ったのですが、第三次のこの環境基本計画の中で、せっかく参加と連携による環境保全というのが、全体に渡るという先程からの論議でございます。ただ、私がもう一つの観点で見たいのが、長野県というのはやっぱり中山間地域なんですよ。そうなりますと山間地域の考え方と街場の地域の考え方ってやっぱり違うだろうと思います。その辺の観点をやっていただかないと、私、農業関係の団体の代表ですので、あえて言わせてもらおうと、川上から川下と言われますけど、じゃあ川上で一生懸命にやる人は今いるの、それが今どういう状況になっているの、じゃあ、それに対してどう参加と連携をやるの、と言われたときに、じゃあ、長野県全体として見た場合と、その山間地域で本当にやれるのかということと、やっぱりしっかりと考えていかないと、川下のみなさんには失礼かもしれませんが、川下ばかりで考えていることを川上に上げてもらっても、それはやりようがない世界が現実として過疎化・高齢化があるのだという状況だと思いますので、是非、せっかく参加と連携という話をしっかりと位置付けるとするならば、そういう要するに中山間地或いは平場の地帯のこともしっかりと考えつつ、一つにまとめていかざるを得ないのかなと、それが長野県の方な方向なのであろうというふうに思いますので一応言わせていただきました。以上です。

平林議長

はい。ありがとうございます。それでは、中村委員さん。

中村委員

中村です。よろしく申し上げます。先程から川上の話が出ていて、私諏訪湖の諏訪で生まれまして、今、私どものやっている部分というのは、諏訪湖の水草を堆肥にして、発生元である山林とか農地に返そうということで、私15年諏訪湖の水草を引き上げて堆肥にしています。その仕事として、今ニートとか引きこもりとかいう方々のやっぱり弱者と言われる人たちの仕事としてやっていきたいというのが私の夢でありまして、それに向かって今年から動こうとしています。今も県の方で農福の連携ということで、障がいを持った方が農業の担い手として入

っていこうということをやっていますけれども、環境もそのように、例えば環福とそういう形で連携していくということはとても必要なことだと思って。本当にそういう、今、弱者と呼ばれている方々がその仕事に就いていく、それに対して本当に自信をもって生きていくということはとても必要なことであって、それを目指していくのですが、なかなか前に進まないのが現実ではありますけれども。

今まで農地、林業というのは、長野県の本当に根幹ですので、ここを守っていかないとどうにもならない。今農地は、本当に使われない農地がもう山のように出てきていますし、山林に至っても本当に丁度戦後70年ということで、一番木を切って、それが本当に今使う時期になっています。そこを何とかしていかなくてはいけないというのがあるので、そこを本当に上手くしていきたいというのが私のこれからのライフスタイルだと思っています。その中で是非、県の方々とか市町村も含めて官とやっぱ民、本当にそういう団体と一緒にやっていけたらなと思っていますので、いろいろとお力を貸していただければ、本当に豊かな、もしかしたら長野県方式というのができるのかなと思うみたいなことが、長野県というのは本当に宝が眠っていると思いますので、やっていきたいなと思っています。

平林議長

はい。ありがとうございます。一応、一通り必ず1回は発言をしていただいたということになりました。当初、事務局の方で、皆様方に一応3分位で「何か一言ずつしゃべっていただく」というような段取りになっていたかと思いますが、私の方で、ご発言の無い方を中心に発言をしていただくように致しました。

他に「どうしても今日準備してきたので、発言したい」という方がいらっしゃれば、ここでお願いしたいと思います。どうぞ。

打越委員

先ほど中山特別委員が拾ってくださったご意見と全く同じことを実は考えていまして、私も影響があるのでどうかと思っていたのですが、資料1-6ですね。環境基本計画策定専門委員会を今日これでこういうメンバーでよろしいですかということで調査・検討に入ると思うのですが、環境の各分野における専門的な事項については、それぞれの専門家がいるわけですね。再生可能エネルギーの専門家だったり、水質問題の専門家だったりするわけですが、事業実施計画でなく環境基本計画で、そこに価値観であるとか他部局との連携を入れ込んでいくのであれば、例えば、関係部局との連携を吟味する専門家、行政組織に関する専門家で

あるとか、あるいは、県民を挙げてということであれば、官民連携、民間の市民参加だとか県民参加に関する研究をしている社会科学の研究者とか、横断的に専門分野を越えて議論をする必要があるのではないのでしょうか。現在のメンバーは、それぞれの専門分野のスペシャリストでありますので、そこをジェネラリスト的に束ねていくような、部局を越えてとか、官民連携であるとか、そういった方が委員に入っているほうが私は良いのではないかなという気が実はしていました。今日のところで、どういう委員を日本中から探しくるのかというのは決まる話ではありませんので、専門委員会の資料1-6ですけれども、6名と書くのではなくて、例えば今後の審議の状況に応じては、加えるとか加えないとか、検討があり得るといようなものを入れておいたほうが良いのではないかと思います。

平林議長

これについて、幹事のほうではどうでしょうか。

鈴木環境政策課長

現在6名の委員の皆さまには既にご委嘱をしております。この6名で足りない部分、もっと専門的に聞かなければいけないということが出てくれば、先ほど資料の中で説明しましたけれども、有識者という形でお呼びして、そこでご意見を伺うなどして対応してまいりたいと考えております。

平林議長

他にご意見、あるいは長野県の環境についてご発言のある方はお願いします。

才川委員

消費者団体連合会から推薦という形で出席していますので、消団連から話があったことを少ししたいと思います。資料1-4の4ページですが、循環型社会の形成ということで、先ほどから長野県では全国で2年連続でごみが少ないということですが、現在の主な取組の中の一般廃棄物についてというところで、一番上の段ですけれども、チャレンジ800 ゴミ減量推進事業でレジ袋削減県民スクラム運動などの推進ということで、現在レジ袋削減に関しては、会の中でも進めていると思います。現在、県民の中でも少し足並みが揃わないということで、消団連から話も聞いているのですけれども、レジ袋削減に関するものでは、もし長野県でレジ袋を有料化した場合に他の県からの違いがあるということで中々足並みが揃わないということを聞いています。一番にはコンビニでのレジ袋が減っていかない、そこが一番大きな問題と聞いております。コンビニのところで、ポッピングで「レジ袋いりません」など、店員がいちいち声をかけなくても、ポッピングを置くことによってかなり削減が進むのではないかという話が進んで

いるそうです。ただし、そちらの費用をどこが持つのかという点、今のレジ袋削減の会の中だけでは、費用がはっきりしないということで、先ほどから皆さんからお話があるように、横断的にどうか、環境のところもいろんな部局が入って、費用とかも捻出できるのではないかという話も聞いていますので、是非いろいろな部局でそういったところに取り組んでいただいて、横断的な中で進めていければと思います。

平林議長

他にありませんでしょうか。

備前委員

先ほど取り上げさせていただきましたが、今まで30人で審議されていたのが、そういった形で少なくなり、私も議員なので1回やればいいかなと思っていたのですが、ここで論議されていることは非常に大事な点かと思っておりますので、私のほうからもお願いさせていただきたいと思っております。

長野県は非常に風光明媚で山間地それから森林に育まれたところにあつて、私たちは東日本大震災の後、国の特措法が変わってくる中で、いわゆる放射性廃棄物を含んだ汚染土、基準が変えられて、国の法律が変えられてくる中で、いわゆる公共事業等にそういったものが使われているという方向性が出てきている中で、やはり長野県みたいなところは公共事業はまだ必要な部分もありますし、そうしたところにそういったものが入ってくるということが、確かに基準が、かつては日本自体が数値的には厳しい数値を持っていて、それが大震災以降非常に緩められたこともあるわけですが、それが非科学的だというような言い方をしてしまうのは、私は非常に、それでは今まで国がとってきた数値はどういうものだったのかと思ってしまうのですが、いずれにしても、そうした公共事業に汚染土等を持ち込むということを、公共事業はまだトレーサビリティを持っていると思うのですが、どこにこういったものが埋め込まれるのかということ、私はこういったものは集中管理していくべきものであり、セシウムにいたっては300年くらいすれば一千分の一くらいの放射線濃度になっていくわけですので、本来でしたら集中管理して拡散すべきではないと思っているのですが、長野県はそういった意味でも、産廃処分場等への持込とか、そうした意味での目を光らせていく、そうしたことをやはりしっかりチェックをしていかなければ工事関係者あるいは周辺住民等への健康、内部被爆というのは非常に未知の段階にある中において、私は非常に大切ではないかと思っております。

もう一点ですが、長野県は星空がきれいだということで、多くの皆さんが今観光で訪れておられて、県内、公共天文台や

大学の研究機関も多い中で、美しさのバロメーターとして、環境の良さをアピールしていくべきだと言われて、昨日あたりも、地元新聞では「長野県は宇宙県」ということで連載されている天文学者の話があったわけですがけれども、観光振興と県でいうと水大気環境課になるのですけれども、かつて空の美しさを見るのは、事業仕分け、国の制度としては、いったん途切れてしまっている状態にあって、関係者から見ると、せつかくの美しさを知らせていく媒体がなくなってきたということで、国のほうでは弱まってしまっているけれども、長野県の良さをアピールしていくこと、特に環境が優れているということ、アピールしていくということも、全国に向けた形にしていく必要性もあるのではないかと思います。

平林議長

他にありませんでしょうか。よろしいですか。ご発言ありがとうございました。

そうしましたら、審議事項アの第四次長野県環境基本計画の策定と、審議事項イの第6次長野県水環境保全総合計画の二つの案件の取り扱いについて、皆さんにお諮りいたします。

両案件につきましては、幹事から説明がありましたとおり、さらに専門的に検討をする必要がありますので、専門委員会を開催して調査・検討を行い、検討結果をまとめていただいて、それを審議会にご報告いただくということにしたいと思いますが、先ほど頂いたコメントにもございましたように、必要に応じて委員を追加したり、他の専門家の方を呼んで、様々なご意見をいただいたりということも考えられるわけですが、そういったことも含めて、専門委員会にこの案件を調査していただいて、それを本会へご報告いただくという形をとりたいと思いますが、それではよろしいでしょうか。

(了承)

平林議長

ありがとうございました。本件については、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、環境エネルギー戦略の中間見直しにつきましても、今後専門委員会において意見を伺うということでございましたので、その状況についても、環境審議会にご報告いただくこととしたいと思います。

それではここで10分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

(休憩)

平林議長

再開させていただきます。それでは次に、審議事項のウ「第7期諏訪湖水質保全計画策定」について皆様方にお諮りいたします。

本件は、諏訪湖水質保全計画を策定するに当たり、水質汚濁防止法第21条の規定により、当審議会に意見を聴かれているものです。

それでは幹事からご説明をお願いします。

中山水大気
環境課長

水大気環境課長の中山でございます。資料3-1に基づきまして「第7期諏訪湖水質保全計画策定について」の説明をさせていただきます。

長野県最大の湖であります諏訪湖は、流域内に八ヶ岳中信高原国定公園をはじめといたします自然環境に恵まれた地域を抱えまして、本県の文化観光資源として重要な役割を果たすとともに、諏訪地方の歴史・文化を育み、人々の生活を支えてまいりました。

しかし、昭和40年代には、社会・経済活動の発展や人口の増加に伴いまして、水質汚濁の進行や富栄養化によりアオコの異常発生など様々な環境上の支障が生じてまいりました。

このため、昭和61年に諏訪湖が湖沼水質保全特別措置法、いわゆる湖沼法でございますが、この湖沼法の指定湖沼に指定されまして、昭和62年度以降6期30年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備、工場・事業場の排水規制、農地からの汚濁負荷量の削減などの各種施策を行ってきたところでございます。

これらの取組の結果、近年につきましては全りんが環境基準を下回りまして、アオコの減少に伴いまして透明度が向上するなど水質は改善をしてきたところでございます。しかしながら、COD（化学的酸素要求量）や全窒素につきましては環境基準を達成いたしてございません。また、近年は横ばいの状態が続いている状況です。また、ヒシの大量繁茂、貧酸素による底生生物への影響、昨年7月に起きましたワカサギ等の大量死など生態系に関する課題も生じてきているところでございます。

このため、総合的かつ計画的に水質保全施策を一層推進するために、湖沼法に基づきまして、平成29年度を初年度といたします第7期の諏訪湖水質保全計画を策定したいというものでございます。

3番の諏訪湖を取り巻く環境でございますけれども、いろいろな変化が生じてきております。水質保全のみならず、生態系保全や水辺整備の観点等を加えました諏訪湖全体の将来像を

示します「諏訪湖創生ビジョン」を今年度策定したいと考えております。このビジョンには、今回策定をいたします第7期諏訪湖水質保全計画をはじめといたしました諏訪湖に関連する計画を一体的なものとして取りまとめていきたいと思っております。

諏訪湖の現況でございますが、資料の3-2をご覧くださいと思います。

まず、左上の水質の状況ですが、中長期的には改善傾向にございまして、透明度も良くなってきてございます。水質保全計画の目標値でございますCOD、窒素、リンにつきましては資料の3-3をご覧くださいと思いますが、資料3-3では一番上にCODが書いてございます。平成28年度の速報値でございますが、CODが4.4mg/Lということで、第6期の計画の目標値でございます4.5mg/Lを達成してございます。また、全窒素につきましては環境基準を達成していない、全リンは環境基準を達成している状況でございます。

資料3-2に戻っていただきたいと思っております。

左上の下の部分のグラフでございますが、湖心の溶存酸素の濃度を示したものでございます。毎年夏場を中心に湖心で貧酸素状態になってございます。これは夏場に上層と下層とで水温差が生じまして上層と下層が混ざりにくくなります。このため、下層で有機物を分解する際に消費する酸素量が、上層からの酸素供給量を上回るために徐々に酸素不足になっていって貧酸素状態になるというものでございまして、これらの状況につきましては昭和50年代から観測されているところでございます。

一方、沿岸域におきましてもヒシの繁茂場所が過密化いたしまして、湖水の流動が妨げられまして貧酸素状態となっている場所も見られるようになってきました。

左下の水質浄化対策でございますが、下水道等の普及に伴いまして生活排水や工場排水等の特定汚染源につきましては負荷量が減少してまいりましたが、山林、農地、市街地等の非特定汚染源が諏訪湖へ流入する汚濁負荷量の8割から9割を占める状況になっております。第6期計画では、ヒシの除去によりまして窒素、リンの湖外排出ですとか、上川の河口域での沈殿ピットによりまして栄養塩類を含む土砂の除去等を行ってございます。

また、右上の生態系のところでございましてけれども、水質の改善はされてきているものの、漁獲量の回復が見込めておらず、また貝類は漁獲量がゼロという状況になってございます。このため、「シジミが採れる諏訪湖」を目指しまして、平成27

年度に覆砂場所を造成いたしましたでしたが、この場所におきまして、淡水シジミの稚貝が確認されまして、生息環境が整えばシジミが生息できるということがわかってきました。

ヒシにつきましては、アオコが少なくなってまいりました平成11年頃からヒシが繁茂してきたと言われておりまして、現在、繁茂面積は湖面積の12から15%でございます。ヒシにつきましては記載のとおり、マイナスの面、プラスの面がございしますが、水質浄化のための刈取り船による刈取り、あるいは諏訪湖環境改善行動会議によります抜き取り、貧酸素対策としてのヒシの種子除去等を行ってございます。

右下の水辺の活用についてでございますが、諏訪湖の水辺整備では、諏訪湖の湖畔を治水、利水、自然環境など8つのゾーンに区分けをいたしまして環境整備を進めているところでございます。また、ジョギングロードの整備やサイクリングロードの計画が発表され、釣りやカヌーに利用されてございます。

一方、水質的には諏訪湖の水質は水浴可能な水質でございますが、現在水浴は行われている状況ではございません。

資料3-1の2ページをご覧ください。今回の計画策定のスケジュールでございますが、この計画の策定にあたりましては、計画期間内の水質予測や具体的な施策の検討など幅広く検討する必要がございますために、学識経験者や地元関係者などから成ります諏訪湖水質保全計画策定専門委員会を設置させていただきまして検討をお願いしたいと考えております。

今後、地域検討会や意見募集などを行いまして、中間報告をさせていただきながら計画案を報告させていただければと考えております。またこの間、諏訪湖創生ビジョンとの整合を図りながら進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。以上でございます。

平林議長

はい、ありがとうございました。今、幹事のほうから「第7期諏訪湖水質保全計画策定について」ということで資料3-1から3-3まで使って説明していただきました。長野県内には指定湖沼が2つございまして、諏訪湖と野尻湖が該当致します。これについては参考資料2のところに書いてございますのでこれをご覧になっていただきたいと思いますが、今日は「諏訪湖」ということで、第7期の諏訪湖水質保全計画の策定について説明をしていただきました。

まず、ご質問、ご意見を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。中村委員どうぞ。

中村委員

諏訪湖に関しては、ずっと接していますので、今の現状も含

めて、目指す姿ということで考えていただきたいと思います。今、7期は5年間ということで、短期で行っていると思いますが、やはり50年、100年先を目指しながら是非考えていただきたいと思います。今、ヒシの堆肥化を進めています。上流域、森林と農地に還すということで行っています。その中でやはり、7期の計画自身は本当に短期でいいと思うんですけども、やはりこれは治療でいえば 西洋の治療みたいに本当に薬で治すような形ですが、漢方的な形で元から治すという形で、上流域から全て考えていくことをしっかりやらないと諏訪湖を元の姿に戻すことは厳しいと思います。

あと、県の方でヒシ刈りとかいろいろやっていただいていますし、実際に市町村でも平成21年からヒシ取りをやっていただいていますし、今、19年に信大と県でヒシ刈りを100メートル四方やった場所が、2年間あまりヒシ刈りはしていない部分でしたけども、去年、その辺りはヒシ以外の親水水草もかなりとれています。今、殆どはヒシなんですけども、それ以外としてとれているのが、その場所と、下諏訪町の漕艇場で親水水草がみられます。去年、ワカサギの大量死が起きた場所は、本当に水草がない地域ですので、赤砂先から承知川と赤砂先から天竜川ということで本当にヒシ、水草が少ない所で大量死が起きているという事実もありますし、去年の天候的な部分もかなり影響を受けていると思うんです。

去年、雪がなくて水位が下がってしまいましたが、そこも見ながら色々諏訪湖に関しては考えていただくと地元の間人としては非常に助かります。よろしくお願いします。

平林議長

そういうご意見ですけれども、事務局の方から何かありますか。

中山水大気
環境課長

今、中村委員がおっしゃったことは本当にその通りかなと思ってございまして、実は、諏訪湖につきましても第7期諏訪湖水質保全計画を作っていくわけですが、水質だけに拘わらず、もう少し大きな視点で将来の諏訪湖について望ましい姿を考えていこうと、そういうものを諏訪湖創生ビジョンという形の中で作っていきたくて。その一部分を構成するのが水質部分だということで、第7期計画を組み込んでいきたくておられます。将来どんな諏訪湖にしたいのかを地元の方々のご意見を聞きながら作っていきたくておられますし、ビジョンと第7期計画にも繋がるものだと思ってございまして。

色んな思いを含めてビジョンと一体になって計画を作っていければと考えています。

- 平林議長 はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。
- 中山特別委員 今、中村委員の話の中にあっただのですけれども、ヒシを刈り取った後に、従来あった沈水植物、水草が埋土種子の中から再発生しているのでしょうか、というお話ですよね。
- 中村委員 実際は分かりませんが、今年、県が刈り取りました500トンの水草のところ・・・
- 中山特別委員 そのところに光が入って新しくまた生えてきているということですか。
- 中村委員 その部分もあると思いますけど、高浜から高木のところは殆ど水草を刈ってないんです。でも水路がありまして、光が入っている状態ですし、面白いところで、去年ずっとみてきた中で、アオコが諏訪湖に全体的に発生しているのですが、その部分だけアオコが発生していないんです。綺麗な水になっています。あそこだけ鳥もすごいです。食料には事欠かないので、その地域は、諏訪湖のこれからを担う地域でもあるのかなと思います。
- 中山特別委員 刈り取った後に、水草のモニタリングはしているのでしょうか。
- 中山水大気環境課長 今、ヒシの刈取りをしているところは、だいたい水深2メートルから3メートルに生えているところを、上部を水面下1メートルから1.5メートルの部分で刈取りしています。ヒシの生えていたところは泥地になっていまして、刈り取っただけでは次の植物が生えてこないということでございますが、刈り取った周辺部では、沈水植物が年によっては増えたり減ったりすることもございます。主には砂地のところに沈水植物がかなり増えているということでございまして、今後、ヒシを刈り取った後に、底質が変わっていかないと、沈水植物が定着するのは難しいとは思いますが、今年も含めて刈り取った後の状況の調査もしていきたいと思っております。
- 中山特別委員 北海道でも同じ事業をやっていたのですけれども、ヒシが広がった早めの時期に刈り払いをしたあとに埋土種子から出てくる水草が戻ってくる率は非常にいいのですが、ヒシをずっと放置しておく、と、種子の発芽率が悪くなっていくので、早めにヒ

シを刈り取られるのがいいと思います。

それから覆砂についてですけども、50m×50mで実験的にされているということですのでよろしいのですか。別のところですが、汽水湖ですが、覆砂でシジミが回復するのは実験でやってみて結果が出ていますので、非常に有効な方法かなと思います。

今後、モニタリング等をやりながらきちんとやっていただければと思います。

平林議長

他いかがでしょうか。

福江委員

水質保全のみならず生態系保全についても記載されていますけども、今、資料3-2で状況をご説明していただけていますが、水質だけではなくて、生態系といった意味で、どのような生態系のサイクルというか、どういう生物相がいてどういう関係性があるというような科学的なデータが蓄積されているか、実際モニタリングというお話も出ていますが、どういう調査研究をされているのでしょうか。そういう科学的なデータがないと実際やっていけないことだと思います。重要なことだと思いますので、どういうことが行われているのか教えてください。

中山水大気
環境課長

現在諏訪湖で行っている調査といたしましては、湖内の水生植物の分布調査を種類と場所を決めてやってございます。それから先程、覆砂をする実験場所を作るという話がございましたけれども、覆砂場所におきまして、一つはシジミの生息状況がどうなるかという調査、また、他の生物や植物がどうなるかという調査を継続してやっていこうと思っておりますが、網羅的な昆虫まで含めた調査はできていない状況で、今後、諏訪湖に対してどのような植物があったほうがよいのか、或いはどんな貝類が象徴として必要なのかということは、今回のビジョンを策定していく中でも、色んなご意見を頂く中で考えていきたいと思っております。

福江委員

これから現状把握も含めて生物相の調査をしていくということでしょうか。

中山水大気
環境課長

生物相の調査をどこまでするかということまでは決めていくわけではありません。諏訪湖の環境改善をする中で象徴的なものを指標として決めて、それが生息できる環境にしていこうという形になると思います。今はシジミが採れるとか、泳ぎたくなる諏訪湖を目指しましょうという形での目標設定をして

いますが、もう少し身近な意味での目標設定とか、違う生物を指標にしてそれが復活するような環境にしていきたいと思いますという形でやっていこうと考えています。

福江委員

しじみの漁獲量が非常に減っているということもありますし、なぜ減っているのか因果関係が分かるような調査研究を、信州大学との共同研究も含めて科学的なデータを是非蓄積していただきたいと思います。

平林委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

打越委員

一つ質問なのは、諏訪湖の水質はずっと聞いてきたのですが、諏訪湖は有名な花火大会があると思うのですが、花火って水に非常に良くないと聞いたことがあるのですが、諏訪湖の花火大会は諏訪の人達の魂だと思うので、それはそれで尊重しつつ、花火の火の粉が水質にどのくらい影響があるのかが一点。

もう一点は、先ほど中村委員が、むしろ非特定汚染源の方が今後の課題になってくるのだと、もっと周辺の上流域の人たちに考えてもらいたいというご意見を聞いてふと思ったのは、どうしても信州で自然というと、水と植物が思い浮かび、綺麗な水があり、豊かな森があると思うのですが、改めて土壌対策というか、土を大切にすることを指摘するのはいかがでしょうか。結局、上流の方々が日常の生活で、自分の花壇に虫が付いていて嫌だというときに、非常にきつい薬を使って虫を落とそうとするか、自然の素材を使うのか、自分の家の周りの土を大切にすることが巡り巡って水を大切にするという意味につながるのですよね。ならば、環境保全という観点に改めて土を大切にしようというエッセンスを入れて上流域の住民の方々に、そして上流域に限らず、長野県民、自分の家の周りの土を大事にしようというように、土をエッセンスに入れて、そうすれば自分の足元から地域住民の協力も得られるんじゃないかと思った次第です。

一点目は花火のこと、二点目は土をもうちょっとアピールして使ってみたらどうかということですね。

中山水大気
環境課長

花火につきましては、諏訪湖花火を楽しみにしている方が多いですが、計算まではしたことはなくて、ある程度の負荷は当然あるんだろうなと思いますが、それが本当に水質を押し上げるほどのものかどうかの検討はしてございません。

二点目のご意見の方は、まさしく諏訪湖については、流域全体で取り組む話だとは思ってございます。地元の方のお話を

色々聞いた中では、昔はもっと汚れていた頃は、皆さんもっと関心があって、一生懸命活動されていたと、最近水が綺麗になってきた中で関心が薄れてきたというのもあるんですね。やはり、もう一度どんな諏訪湖が望ましいのかを踏まえて、それに対して何ができるのかということ、流域をあげて意識を高めていければいいと考えています。

平林議長

土壌ということでコメントを頂いています。先ほどの埋土種子も関係してくるかと思いますが、土も一つのキーワードということで注目して頂ければと思います。貧酸素になるのも湖底に貯まった堆積物が原因で、バクテリアの活動によって酸素が消費されますので、特に水深の深い所は土壌(堆積物)もポイントになるかと思いますが。また、これから議論していただければと思います。

他いかがでしょうか。コメント或いはご質問。

中山特別委員

教えて欲しいのですが、ヒシの今生えている範囲は湖面の12%という割合が出ていますけど、ヒシの生息可能な範囲でのヒシの生息面積の割合はどのくらいなのでしょう。ヒシの生息可能な水深の範囲ということでも良いかと思えます。

中山水大気環境課長

資料3-2のところに数字が載っていますが、3メートルから3.5メートルの範囲かと思いますが、面積的にどのくらいかというデータは出していません。ヒシが生えているところは、水が停滞していて泥地のところが大部分ということもございまして、そこで生えるとまたヒシが枯れてそこで腐るということで、繰り返しになってしまうということもありまして、そのところは、ただ刈っただけではヒシはなくならないと思っています。ですから、今年、刈取だけではなく、ヒシを種の段階からとっていくということで、面積を広げて試験的に10ヘクタールのヒシの種子をとる場所を設けて、ヒシがない状況で管理していき、モニタリングしていきたいと考えております。

中山特別委員

私の言いたかったことは、ヒシの繁茂可能な場所のうちのヒシ生息面積の割合がどのくらいによって、どのくらいの進行状況なのかになると思うのです。つまり、地図をみると、6割、7割、8割くらいが既に生えられる所は生えてしまっていると、この図だとみえるので、そうなってくると、ヒシの影響は相当大きいことは明らかなので、既にデッドラインにきているのではないかと心配になったので意見を言わせていただきました。

先ほど一つ言い忘れましたが、覆砂はシジミを保護するのですが、生態系的にはどうかということもありますが、シジミによって必ず水も綺麗になりました。ヒシ刈りの方は、湖辺の生態系を回復する効果があると思います。是非やって欲しいと思います。

平林議長 コメント、いかがでしょうか。

中山水大気
環境課長 ヒシの刈取りが始まったのが平成25年度ですが、ヒシが増え始めたのは平成11年くらいからで、今まで最高で湖面の18%、その程度で収まっています。底質の状況も関係するので、深さだけでヒシが生えることはないのかなと思います。

太田委員 基本的なことで申し訳ないのですが、ヒシって100%悪者なんですか。

中山水大気
環境課長 必ずしも悪者ということでは考えてございませんが、かつての諏訪湖の水草の分布をみますと、これほどの大きな面積を占めていたことはなかったと聞いております。ですから、諏訪湖の水生植物は色々な植物があってもいいと思っておりますが、今は少しヒシが増えすぎているんだろうなと、そのためにマイナス面としては、観光的な面でヒシが生えていて湖面が見えないとか、或いは、船の航行に支障があるとか、或いは、ヒシがいっぱい生えてしまったがために湖岸域での貧酸素、かつてなかったものが生じてしまっているという面が出てきていると思います。ですから、ヒシにつきましては全部とれというご意見もありますが、いきなりとることは生態系に大きな影響を与えてしまいますので、ある程度計画的にヒシを管理する必要があると思います。

太田委員 諏訪湖に行ったときに臭いが気になったのですけども、それもヒシが関係しているということでしょうか。

中山水大気
環境課長 ヒシが枯れたときに、腐った臭いがするという事は言われておりますし、ヒシの実は、実が詰まったものは下に沈むのですが、枯れたものは上に浮いて、それが湖岸に打ち寄せられて、ヒシの実で覆い尽くされていることを気にされている方もいます。

太田委員 ヒシの実を食べられると聞きましたが、ヒシの実を食べて、循環するという事はないのでしょうか。

中山水大気
環境課長

その話は聞いたことがありまして、諏訪湖のヒシは小さいかなということで、もっと大きなヒシがあるらしく、それなら食材としてはあるのですが、その手間と食材としての需要がまだまだ諏訪湖では成り立つかどうかだと思います。

中山特別委
員

美味しく食べられます。アイヌの人は「ベカンベ」と呼んでいて実を食べています。

私が2年担当していた環境省北海道事務所では、お子さんたちに環境教育をする一環として、ヒシの刈取りをしてもらって、終わった後にベカンベを茹でて皆で食べるということをやっていますが、食べるのはなかなか大変です。殻が固いです。ただ、勉強としては面白いです。高栄養です。

平林委員長

他、何かございますか。

中村委員

ヒシがどのくらいあるのかという話があったので、付け加えて言わせていただきたいと思います。今、新川をはじめとする河川にヒシが上がってきています。そこにヒシが繁茂しており、もしかしたら諏訪湖以上かもしれない。昔、諏訪湖ではヒシはあまり見たことはないのですが、殆どヒシがなかったんだなと思いますし、貝に対しても昔はバカガイという大きい貝を諏訪湖でみたり、そういう傾向はあります。

ヒシは脂が強いので食べ過ぎによっては、じんましんが起きることもあります。

平林議長

ありがとうございます。他に何か保全計画の策定についてご意見はございますか。よろしいですか。そうしましたら他にご意見がなければ、この関係の取扱いについてお諮りしたいと思います。

本件につきましては幹事から説明がありましたとおり、さらに専門的に検討する必要がございますので、専門委員会を開催して調査検討を行い、結果をまた審議会でご報告いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。続いてエの「水道水源保全地区における行為の事前協議について」でございます。

本件は、長野県水環境保全条例第12条第2項の規定により、

中山水大気
環境課長

当審議会に意見を聴かれています。
それでは幹事から説明をお願いします。

引き続き資料4に基づきまして水道水源保全地区における行為の事前協議について説明させていただきます。

県では、「長野県水環境保全条例」に基づきまして、水道の水源を保全するため特に必要な区域を、市町村長の申出によりまして、水道水源保全地区として指定してございます。この地区内におきまして土地の形質変更等をしようする場合には、あらかじめ、知事に協議をし、その同意を得なければならいとされているところでございます。

この度、平成11年に水道水源保全地区に指定をされました木曾郡南木曾町の妻籠水道水源保全地区内におきまして、東海旅客鉄道株式会社から、中央新幹線中央アルプストンネルの建設に係る事前協議がございました。長野県水環境保全条例に基づきまして、その行為に対します水道水源への影響や同意する際の条件を検討したいので、この審議会の意見を求めるものでございます。

まず、条例の概要について説明させていただきます。3枚目の、参考資料1をお願いいたします。

資料の説明でございますが(1)のとおり、知事は水道水源を保全するため特に必要な区域を「水道水源保全地区」として指定することができることとされており、現在この裏面にあるとおり46地区が指定しているところでございます。戻っていただきまして参考資料1の(3)でございますが、この保全地区内におきまして、ゴルフ場や最終処分場の建設、1haを超える土地の形質変更を行おうとする場合には、あらかじめ知事に協議し、同意を得なければならいとされています。

知事は、この事前協議があった場合につきましては、関係市町村長及び環境審議会の意見を聴くこととされてございます。また、ウのとおり、同意にあたりまして、水道水源保全のために特に必要な限度において条件を付すことができることとされているところでございます。

資料4の1ページにお戻りください。

妻籠水道水源保全地区の概要でございます。場所は南木曾町の妻籠宿から岐阜県の中津川市の馬籠宿へ抜ける中山道の中に位置してございますが、三留野妻籠簡易水道の水源として、第1水源と第2水源がございまして、いずれも湧水でございまして、取水量は平成27年度実績で1日当たり496.6m³となっております。給水人口は1,613人、面積は85haで大部分が山林となっております。

今回の事前協議に係る行為の概要ですが、この3にございまして

とおりJR東海が計画しますリニア中央新幹線の中央アルプストンネルの建設で、妻籠水道水源保全地区内を横切るものでございます。行為の種類といたしましては、土石類の採取その他土地の形質の変更になりまして、変更面積が約1.26haとなることから、事前協議の対象となるものでございます。

次のページをご覧ください。

中央に囲まれた斜線部分が妻籠水道水源保全地区でございます。第1、第2水源がございまして、黒丸で示してございますが、リニアの路線につきましてはこのほぼ保全地区の中央を通り抜けている実線の部分でございます。

次のページをご覧ください。

行為地と取水地点の位置図を示したものでございまして、保全地区内の第1、第2水源のところのA-A「断面図を示したものが次のページ裏面にございます。

この断面では、水源までの最短距離といたしましては、水平距離として390mほど、標高では計画路線は水源より27mほど低くなっている状況でございます。

リニア中央新幹線でございまして、環境影響評価法の適用を受け、環境影響評価が行われてございます。その状況につきまして参考2のほうでご説明させていただきます。

参考資料2をご覧ください。環境影響評価の手続きにつきましては、記載のとおりでございまして、平成26年8月に最終の環境影響評価書が提出されております。また、環境影響評価の手続きの中で、準備書に対します知事意見に基づきまして南木曾町におけます水資源に関する事後調査計画書が平成28年10月に公表されているところでございます。

この環境影響評価における評価の概要でございまして、点線の囲みで記載されておりますとおり飯田市の王竜寺川から岐阜県境までの区間におけるトンネル工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位、または水資源への影響についてでございまして、予測結果といたしましては、トンネル区間全般としては影響は小さいものの、破碎帯等の周辺の一部につきましては、影響を及ぼす可能性があるというものでございます。

このため、薬剤注入工法における指針の順守ですとか、適切な構造及び工法の採用等の環境保全措置をとるということで、それを踏まえた評価結果としましては、一部において影響があると予測したものの、環境保全措置を確実に実施するというので、地下水への影響の低減、あるいは水資源に対する環境影響の回避又は低減が図られるという評価結果になってございます。

最初の1ページへお戻りください。

今後のスケジュールでございまして、トンネル工事によります

水源への影響などにつきまして専門的な知見から検討が必要なため、地下水や地質等の学識経験者等などからなります専門委員会を設置させていただきまして検討をお願いしたいと考えてございます。

途中、中間報告をさせていただきながら、11月を目途に答申をいただければありがたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いたします。

平林議長

はい。今ご説明いただきましたように環境影響評価、環境アセスについては参考資料2のところで予測・評価という形で終了しています。とはいっても環境保全措置をとることによって、低減、ゼロにはならない。低減が図られる、あるいは回避または低減が図られるということで結論が出ている、ということです。しかし、ここでは、「長野県水環境保全条例に基づく」ということですので（水道水源保全地区になっていますので）、そちらの方からの視点で、長野県知事のほうに協議をしてもらいたいという話があります。仮に、県知事の同意が得られなければ、作業を進めることが出来ませんので、事前協議をお願いしたいということで、本委員会に意見を聞かれています。ですから、同意していいのかどうか、ということ、この審議会に聞かれていますので、これについて皆さんからご意見をいただきたいということです。仮に同意するにしても、何か付帯条件をつけるのか、どうなのかということを含めてかと思いますが、内容が専門的ということなので、専門委員会をお願いをして、その内容をまたここでご報告頂き、皆様方からご意見をいただくという形をとりたいというのが、幹事からの説明でございます。いまの説明で何かご質問、ご意見があれば、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

山本氏（岡村特別委員代理）

そんなに詳しくないんですけど、トンネルを掘ったとき、道路トンネルなんかでもですね、こういうことは起きるので調査をしていって対応していますが、確認ですが、この第1水源、第2水源の水は表流水ですか、地下水ですか。

平林議長

では、どうぞ。

中山水大気環境課長

これは湧水ということです。

山本氏（岡村特別委員）

湧水ですか。そうするとどの辺からの湧水ですかね。このスタート位置は一般図の平面と、裏の断面図はリニアと直線的に横断

代理)

する経路を通っているのです。ちょうどリニアの通るところは谷地形なんです。リニアが通ると決まっているものですから、工事をやられる前の今の時期と工事をやられるときのトンネルからの湧水量を計ることは非常に効果がある、必要だろうということは想像できます。湧水なら余計そうであろうと、表流水だと水の変化がすぐ分かりやすいんですけど、湧水であれば、どの辺からの地層から出ている水なのか、やっぱり気にしないと、300m 離れてはいますが、谷地形ということを考えますと、まるっきり影響はないという事は無いような気がします。

平林議長

そういうご意見です。はい。では、ほかに。

中山特別委員

今のご意見にまったく同感です。実際トンネル内の出水による地下水環境の変化によって、井戸水や湧水が枯れることがあります。ここで申し上げたいのは、同意するのであれば条例で条件をつけられますが、トンネルからの出水量をちゃんと計測できるように、県のほうで立入検査できるような条件をつけるようにしたほうがよいのではないかと思います。以前、国交省事業でトンネル工事の案件があったのですが、裁判の関係で、私たちも内部の調査に立ち入れなかったことがありました。このように許可条件をつけておかないといざという時に入れなくてことがありますのでぜひそこはつけられたほうがいいのかと思います。

平林議長

はい。ありがとうございます。そういったご意見です。では何かほかに質問、ご意見ありますか。

備前委員

私も地元のかたにJRが調査しているところの観測井戸というんですかね、ちょっと見させていただいて、非常に水に富むところなんだなというところで現場のかたは非常に苦しめられていて、トンネルがどういった地形を通っているのか地質図や水門図といったそういうものですかね、非常に見ていらっしゃるわけですが、実は今回この三留野妻籠簡易水道ってことでありますけれども、地元ではあと2か所水源がひっかかっているというふうに言われています。その情報はやっぱり条例ではここしか指定していないからここしか上がってこないということで、それはやはり町ですから町から上げてもらわなければ、そういったところのアセスをしないという風になってしまう、その点はどういう状況になっていますか。

平林議長

はい。それでは幹事お願いします。

中山水大気
環境課長

今回条例に基づきます水道水源保全地区ということでのこの案件について検討ということになってございますが、環境影響評価には、この周辺の水源についても調査しておりまして、それについて先程の評価がでてございます。そのほか事後調査というのがございまして、参考資料2にも書いてございますが、これは準備書のほうで知事意見に対して事後調査計画書について事前に出して県の助言を得てやってくださいということがありまして、この事後調査計画で地下水の水位とか水量とか頻度につきましてこういう調査をやっていきますとJRのほうで計画しています。個別の水源についてはこのアセスの中で対応していこうと考えています。

備前委員

それとですね、今回、JR東海さんのほうから、飯田側からの掘削ということでやられてくるという風にこういった資料等が出されているということなんですけれども、この南木曾の件は逆に傾斜がかかっているのです、岐阜県側から掘ってくるということで、ちょうど掘った頂点といいますかピークのところ、ちょうどここだという話を伺っているんですけど、いわゆる長野県側としては飯田のほうから掘り進んだものとして受けていると思われるのですが、逆に岐阜県側から掘ってくるのはまた状況が違うんじゃないかな、土砂は低いほうに落とすほうが、効率が良くなるというか当たり前なんですけれども、そういった情報は入っていますか。

平林議長

はい、どうぞ。

中山水大気
環境課長

この協議に当たりましては工事の計画も出していただいております、この水道水源保全地区にかかる工事について事前に協議をとっている形になっていますから、岐阜県側であろうと長野県側であろうと、工事に入る前には協議をしてもらおうということで今回協議がなされているところです。

平林議長

はい。

備前委員

それとですね、これからちゃんと専門家に汲んでいただくという形でJR東海の工事によりまして、飲料水の恒久対応は、現場で水を使われている人達はですね、ほんとに願うところであるわけですけど、水が抜けるというようなことになっていくと、30年でその対策を一つの区切りとしてやるっていうふうには聞いているんですよ。そうするともう30年経つと恒久対応、そこに住んでいる人達は水が飲めなくなってしまう、飲料水がなくなってしまう

うことについては、JR側はもうそのことは私たちは関係ありませんよ、という風に伺っているんですけども、そうしたことで、ちょっと説明できるかあれなんですけど、農業用水は10年でもう、そういった意味での保障というのは切れてしまうということなんですけど、そうなってくると県の条例でですね、この水源を保全していくということでは、30年で終わってしまうってことになってしまえば、私たちこの条例は水源を守るという本来の役割といったものをなかなか果たせないように感じてしまうのですが、その点はいかがでしょうか。

平林議長

はい。それでは、お願いします。

中山水大気
環境課長

今回の水道水源保全地区の条例上の知事の同意については基本的には水源に支障のないようなかたちのものについて同意する、あるいは工法等について条件をつけるかたちになりますから、例えばその何年か関与しなさいとか水源に影響がある前提での話にはならないと思います。水源に影響のないような工法をしてもらわないと知事の同意は出せないのかなと考えております。

平林議長

はい、よろしいですか。他いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、そうしましたら、特にご意見がなければ、本件につきまして、幹事から説明がありましたとおり、さらに専門的に検討する必要がございますので専門委員会を開催して、そこで検討を行っていただいて、またこの審議会にご報告をいただいて、ここで再審議という形をとりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

それでは、次に審議事項のオ、第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定についてでございます。

本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会からの意見を聞くものでございます。

それでは幹事のほうから説明をお願いします。

佐藤鳥獣対
策・ジビエ振
興室長

それでは、鳥獣対策・ジビエ振興室のほうからご説明させていただきます。

第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定につい

てでございます。

昨年度はツキノワグマの計画を策定させていただきましたが、今年度はイノシシとなります。

それでは、資料5のほうをご確認ください。

ただ今、平林議長さんの方からご説明がありましたように、この計画につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度でございます。対象鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して、管理が必要だと知事が考える場合に定める事となっております。

策定の目的ですけれども、平成26年度から実施してまいりました計画が第2次の計画になるんですけれども、本年度をもって終了するということから、引き続き第3期の計画を策定して、イノシシの管理を実施しようとするものでございます。

なお、計画の策定に当たりましては、先ほど議長さんからもご説明がありましたとおり、法律に基づきまして環境審議会での諮問が必要とされておりますことから今回諮問させていただくところでございます。

計画期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

現行の第2期計画の概要ですけれども、このページの一番下に参考として記載のとおり一つは農林業被害の低減、もう一つはイノシシの地域個体群の安定的な維持を計画の目標といたしまして、農地などに侵入させないための電気柵等の被害対策を行うことによりまして、農地を守ることでですね、繁殖力の強いイノシシにおいては数のコントロールが非常に困難なことから、数をうんぬんではなく、被害地における加害個体の捕獲管理を進める事、また農地周辺等の藪等の刈り払いにより緩衝帯整備ですとか、農地等への誘引の原因となる廃果や生ごみ等の適正処理、被害が出にくい集落等環境整備を進めることを基本的な考え方として計画を進めてまいりました。

次のページをご覧ください。

まずは1番目のグラフでございます。

イノシシの被害につきましては基本的に農業被害になります。

平成22年度には、1億9千9百万だった農業被害につきまして、平成27年には、7千8百万円と4割程度に減少しております。

また、2つ目のグラフにつきましては、被害を防ぐための侵入防止柵の設置状況でございます。

平成17年度からの累計で1,745km、第2期を策定いたしました平成21年度からでは1,491km設置しておりまして、被害対策等の推進等、地域への定着により効果が上がっていることから被害が減ってきているのではないかと考えております。

なお、この侵入防止柵につきましては市町村単独補助ですとか農家の方たちによって設置されたものは含まれておりませんので、実際にはもっとたくさんの侵入防止柵の設置がなされていると思われま

す。一番下のグラフですが、捕獲数の推移でございます。

平成22年度のピーク時には1万頭を超えておりましたものが、平成27年度には5,000頭弱となっております。

そのうち、被害防除の関係、有害捕獲につきましては、約6,000頭から、3,800頭に減少し、狩猟も4,400頭から、1,600頭に減少しております。

次のページをご覧ください。

しかしですね、昭和54年には県の中央部から南部に限られていたイノシシの分布がどんどん北上していることが見て取れると思

います。昨年度の調査結果では、長野県下におきまして高山帯を除くほぼ全県にイノシシの分布は広がっております。

被害対策の実施によりまして、被害は減ってきておりますが分布の拡大に伴う今までに被害のなかった地域で被害が発生するというような状況が始まっております。

また、被害対策の効果によりまして、被害が収まるのは喜ばしいことではあります

が、ここで気を抜かずに、引き続き適正に維持管理を続けることも被害を防ぐためには肝要なことと考えております。いずれにしましても、これまでの計画により農林業被害は減少傾向となっておりますが引き続き被害防除、捕獲管理、環境整備、の組み合わせによる総合的な対策を継続していくこと、あと、被害対策のできない取り残された地域においてどのような対策が可能なのか、というのが次期計画に向けての検討において必要な課題であると考えております。

最初のページにお戻りください。

策定に向けてのスケジュールでございます。

本日諮問させていただいた案件につきましては内容が専門的でございます

まして、また、第2期計画までの経緯を承知をしていることも必要でございます。ということで、例年のとおり常設であります特定鳥獣保護管理検討委員会と、その下部組織であります、イノシシ専門部会により検討いただ

きたいと考えております。なお、特定鳥獣保護管理検討委員会は学識経験者、自然保護団体、農林業被害者等で構成する既存の委員会でございます

また、イノシシ専門部会につきましては、専門的な見地から意見を伺うためのもので、イノシシの専門家により構成しております。

この検討経過につきましては、秋口には本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

平林議長

ありがとうございました。

今、第2種特定鳥獣管理計画のイノシシの第3期分の策定についてということで、幹事のほうからご説明をいただきました。

今年で第2期が終わりますので、今度、30年から35年という形で、これから先5年間のイノシシの計画をご検討いただくということで諮問されております。

まず、今のご説明についてご意見、ご質問等ございますか。

打越委員

いままでの専門部会の全てでそうなんですけれども、もっと早く気付けばよかったんですが、常設で存在している専門部会の委員の先生方の名簿をもし頂いてよいのであれば、どんな先生が入ってらっしゃるのか、私自身も勉強したいと思いますので、水質の方も全部含めて関係する部会の名簿等をいただけたらいいなと、特に特定鳥獣に関しては林務部長さんのほうが検討会、常設ということで、部を超えている話で、非常に連携等が大事なんだろうなという風に思いますので、ぜひ教えていただきたい、名簿をいただけたらと思いました。それがリクエストです。

イノシシに関しては、今の佐藤さんのご説明ですごく分かりやすく、数そのものが減り、被害もそれに応じて減ってきているけれども分布域が拡大していて今まで被害がなかった地域でどうするか、また継続というところは、本当にそのとおりだと思います。

福江委員

関連した質問なんですけれども、検討委員会と専門部会がありますが、検討委員会のほうはイノシシの研究者は入っていないということでしょうか。

佐藤室長

イノシシ専門部会の部会長は基本的には特定鳥獣保護管理検討委員会の哺乳類の専門家が務めることになっておりますので、つながりはできていますが、特にイノシシの専門家という訳ではございません。

福江委員

事後評価を行うために、この検討委員会が存在するという事でもありますので、ぜひイノシシの研究者を入れていただきたいな

という希望があります。

あと、今ご説明していただいた中で、被害が減ってきている状況というのが非常に分かりやすく出ている訳ですが、現在3つ大きな計画というか、対策を行われてきていますが、この中で一番被害対策というか被害軽減に効果があったであろうということはなんですかということをお聞きしたいんですが。

佐藤室長

正直なところ科学的な分析ができていないので、私の個人的な感触になりますが、イノシシについては防除柵でないかと考えています。

平林議長

よろしいですか。

福江委員

はい、ありがとうございました。

平林議長

先程のご発言で「専門家を入れてください」というのは、「専門部会の方にイノシシの専門家が入っていればよい」ということでよろしいのですか。それとも、その上の検討委員会の方に「イノシシの専門家を入れてください」という意味なのでしょうか。

福江委員

検討委員会の方です。たぶん県内にはイノシシの専門家はいないので。

平林議長

専門部会ではなくて検討委員会の方ということですね。

福江委員

分布拡大地域ですとか、限界集落などでの地域での課題があるということで、評価という意味でも、他県の状況をよくご存じである、イノシシの研究者を入れていただいた方が事後評価という事での効果測定にもなってくると思いますので、そういう方を入れていただけたらいいなと。

平林議長

ではそこはご検討ください。他いかがですか。太田委員さんどうぞ。

太田委員

イノシシの平成26年の捕獲数というのは出ているんですけど、どれくらいの数が食肉として食べられたかっていう数字は出ているんですか。

佐藤室長

イノシシについては分かりません。申し訳ありません。
長野県につきましては、ジビエ振興を進めてはいるんですが、一番は長野県でたくさん獲らなくてはいけない鹿を何とかするた

めにジビエ振興を進めておりまして、衛生分野のガイドラインも、ニホンジカについてのみ作っております。

イノシシは従前から結構知らないうちに消費されていますので、私どももよく分かっていないというのが正直なところです。

申し訳ありません。

太田委員

今後数字として出していく予定はあるのでしょうか。

たとえば私、ジビエの講習会をよくするんですけど、最近イノシシの講習会をしてくれてよく言われて木曾町に行ったりとか、若穂にイノシシがいるって言われたりして、料理するんですけど、数字的に県から出ていないので何も言えないんですね、シカの場合は、こうだからこうで、5%消費されて、食肉として使われていますよって数字が言えるんですけど、後、肝炎の数字ですとか、数字的に出ているんですけど、イノシシに関しては、こうゆうふうにはさばいてくださいってというのは、もちろんマニュアルが出ていないですし、数字がないので言えないんですよ、きちんとしたことが、ジビエの振興の中に今後イノシシをいれていただけるとすごくうれしいなと思うのですが。

佐藤室長

まず、一昨年、厚生労働省がようやく野生鳥獣の関係のガイドラインをつくりました。

それにつきましては、ニホンジカとイノシシが対象となっておりますので、ガイドラインは場合によってはそちらをお使いいただくのがとりあえずはいいのかなとは思いますが。

イノシシを長野県としてジビエ振興にというお話なんですけど、大変申し訳ないんですけど、私ども基本的に鹿を何とかしたい、被害金額も、自然に対する負荷も、イノシシとは比べ物にならないくらい大きな問題が起きておりますので、まず鹿を何とかしたいということで、シカについてもジビエ振興はそれに付随して進めておりますので、そういった中ではイノシシはしばらく手を付けるだけの余力がないというのが実際のところかと思っております。

平林議長

というご説明でございます。よろしいですかね。

他にイノシシ関係で、なにか。

はい、それでは一応ここで区切りたいと思います。この案件については、幹事から説明がありましたように、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員会を開催して、その専門委員会にメンバーとしてこういう人を入れてほしいというご要望がありましたけれど、それは検討いただいて、そこで検討を行っていただき、その検討結果を本審議会にご報告いただく

という形にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ではそのようにさせていただきます。

そうしましたら、これで一応今の案件は終わりましたが、他にご質問はございますか。

打越委員

環境審議会だからこそ、ご検討いただきたいというよりは議事録に残したいということですが、有害捕獲に使う器具の事で、とらばさみの問題について指摘したいと思います。狩猟に使う猟具としてはとらばさみは使用が認められていないと思うんですけれども、有害捕獲の場合には、直接その個体が原因だと示さなくても、その地域で問題が出ているのでということであれば、有害捕獲できると思うんですけれども、それに使う器具としてのとらばさみの利用は長野県でなにかこうルールとかあったりするのかわたいです。イノシシとかクマとかシカのような大きな動物の場合はあまり問題にならないと思うんですけれども、果樹の被害があるような地域ですと、キツネとかタヌキとかテンとかですね、そういう小さな、比較的中型の動物なんかに関係するのかなと思うので、とらばさみの利用についてはどういうことになっているのか、何か伺えるでしょうか。

平林議長

どうぞ。

佐藤室長

有害捕獲、あと、学術研究捕獲等の許可捕獲につきましては、必要があれば状況に応じていろんな猟具が使えるようにはなるんですが、特に有害捕獲につきましては、長野県においては法定猟具をベースに許可させていただいています。

とらばさみは現在、もはや使ってはいけない猟具になっていますので、原則的には許可されていないはずですが。

ただ、市町村等に許可権限を移譲した部分については、一部ないとは言いきれないんですが、そこは承知していない部分もございますので申し訳ありません。

打越委員

ありがとうございます。

そういう実情ではないかなという風に思っていました。要は、どこも大体、狩猟具に応じて許可捕獲もやっていると思いますけれども、結局有害捕獲の許可を出すのは市町村ですので、やっぱり販売されていれば、とらばさみを使ってしまう農家さんなどがいるかもしれないなと思います。例えば、茅野市のサイトを見る

と有害捕獲であってもとらばさみは認めないとホームページに明記してあったので、いいなと思いましたので、そうしたルールについても、改めて長野県のルールをしっかりと決定していただきたいと思います。

なんでこういうことを言うかという、とらばさみは動物に与える負荷であるとか、それから、事故の危険性というのはここにいらっしゃる方々みなさん専門家でご存じだと思うんですけども、大きな問題があると思います。野生動物を有害捕獲して駆除することには私は何も異論はないですし、生態系のバランス考えて、あるいは農業被害を考えてというところは何にも異存はないんですけども、そうはいつても今、都会的な感覚で野生動物の殺処分に関しても一定程度の配慮を、という議論はたぶんこれから高まってくるだろうと思います。つまり、いずれにせよ殺す、数を減らしていく、そこはもう農村地域においては絶対的な課題であるということは納得したとしても、その命を絶つ手法が残酷であったり、あまりにも気の毒な事例であった場合には、いま環境省で動物愛護関係をやっているから分かるんですけども、予想以上の勢いで都市的な観点から動物への配慮という価値観が強まっているんですね。そう思うと捕獲駆除した後に命を絶つ時にも、なるべく配慮するというのは、実は野生鳥獣関係の先生でもそういう研究をしていらっしゃる方がいらっしゃるの、そこをやっぱりなるべく考えていただきたいと思います。数年前にどこだったか場所を忘れたんですけど、長野県内で猫が悪さをするから有害捕獲のつもりで猫をつかまえて、それこそアライグマであるとかイタチであるとか、そういうのを捕まえるのと同じ感覚で、猫を捕獲して、捕獲器ごと川に水没させたという事件がありました。昔から中型の野生鳥獣だったりすると水没して殺処分っていうのも、地域によっては残ってた地域があったんだと思うんですけど、それを猫を捕獲器で捕まえて、殺処分で水没させたら、もう日本中の署名が集まって、あれは動物愛護管理法違反の虐待になるっていう大騒動になったのが長野県だったと思うんですね。たぶんやった本人は有害捕獲のつもりだったとは思いますが。生態学の研究者に動物愛護という単語をいうとみなさん非常に毛嫌いするし、個体の問題ではない、全体的な生態系の問題だとおっしゃるんですけども、かといって今度その個体の殺処分をするときに、あるいは捕獲するときに明らかに残酷なものをいかに排除していくかも、都市部住民が増えている中で野生鳥獣管理の大事な要素になってくると思うので、価値観として少し検討を始めていただければと思います。

そういうコメントをいただきましたのでまた参考にさせていただければと思います。

そうしましたらこれで、審議事項は一応終わりですけれども、先ほどご要望がありましたようにこちらの審議会からそれぞれ専門部会にお願いしていますので、その委員の方たちの名簿をお知らせください。いつもお配り頂いていますので、特に問題ないと思いますが。

鈴木課長

名簿につきましては次回お配りしたいと思いますのでお願いします。

平林議長

以上で審議事項は終了しまして、次に温泉審査部会の報告ということですので、幹事の方から説明をお願いします。

長谷川薬事
管理課企画
幹兼課長補
佐兼薬事温
泉係長

温泉法を所管しております健康福祉部薬事管理課薬事温泉係長の長谷川典子と申します。温泉審査部会の事務局を兼務しております。平成28年度の温泉審査部会の状況についてご報告申し上げます。

温泉審査部会は長野県環境基本条例に基づき、温泉法による土地掘削申請等について調査審議を行うために設置されております。

委員につきましては、条例により環境審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名した者に委嘱されておりまして、現在は資料中、2に記載のとおり、信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいております。

その他、弁護士、温泉成分分析者などの各分野の専門家に加え、温泉利用施設の管理者など、計8名で構成されています。条例上、温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができるとされていることから、昨年度1年間の決議の状況をご報告するものです。

昨年度の開催状況は資料中、3に記載のとおり、平成28年7月29日、11月9日及び翌平成29年3月16日の計3回開催しております。

資料中、4の審査及び行政処分の件数ですが、温泉法第3条による土地掘削許可については、新規の申請が3件あり、許可答申としております。次に温泉法第11条による増掘又は動力の許可では、動力の装置について3件の申請がありました。動力の装置については、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合などに必要な申請ですが、3件とも許可答申としております。

ただ今ご説明した事項以外に審査案件はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。これは環境審議会へこういう形で年に1回ご報告いただくということとなっております。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事・報告はこれで全て終了いたしました。終了予定時刻を30分もオーバーしてしまいましたが、本日は、第1回目としては非常に重たい議題が多かったかな、と思っております。また、皆様方から、活発にご意見を出していただきましたので、とても良い会議であったと思います。今後とも、ぜひ皆様、忌憚のないご意見をいただけたらと思います。ありがとうございました。

よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会

平林会長さん、ありがとうございました。

次回の審議会は5月24日（水）を予定しております。「平成29年度 鳥獣保護区等の指定」について諮問を行う予定でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で平成29年度 第1回長野県環境審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。